

# 発注者業種で実態に差

## 国交省調査 まず妥当な工期確保を

### 民間工事の休日取得

建設会社が2022年12月以降に請け負った民間工事を対象に、現場従事者が実際に取得できた休日を国土交通省が調査したところ、4週8休以上を取得できたとの回答が以前より増えている。工期変更がなかった工事で4週8休以上は25・3%(22年1月以降に請け負った工事が対象の前回調査は14・1%)、工期変更があった工事で17・4%(10・8%)だった。発注者の業種によって休日取得には差があり、例えば「運輸・交通」は4週8休以上が4割近く、「不動産業」は1割に満たないなどの実態も浮き彫りとなった。

の水準。「不動産業」は工期変更がなかった工事で9・3%、あった工事で8・6%と平均を下回る。

23年度の「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」で建設会社へ個別工事の実態を聞いた。工期変更がなかった工事904件と工期変更があった工事618件の回答結果を集計した。

工期変更がなかった工事では4週6休が35・5%(32・6%)で最多。4週4休以下は15・8%(23・

8%)、4週5休は12・4%(19・6%)で前回調査から休日が少ない現場も減った。工期変更があった工事でも4週6休が37・8%(32・6%)で最も多い。4週4休以下は19・6%(24・6%)、4週5休は13・5%(22・7%)だった。

発注者の業種別(2桁以上の工事件数があった業種に限る)で見ると、4週8休以上は工期変更の有無にかかわらず「運輸・交通」が最多。工期変更がなかった工事で43・2%、あった工事で32・4%だった。工事件数が多い「製造業」は工期変更がなかった工事で18・9%、あった工事で20・0%と全産業の平均前後

個別の民間工事で実際に取得できた休日状況 (国交省調査から)

| 発注者の業種          | 工期変更の有無 | 4週8休以上 | 4週7休  | 4週6休  | 4週5休  | 4週4休以下 |
|-----------------|---------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 不動産業            | 無し(86)  | 9.3%   | 9.3%  | 40.7% | 15.1% | 25.6%  |
|                 | 有り(81)  | 8.6%   | 6.2%  | 35.8% | 12.3% | 37.0%  |
| 住宅メーカー          | 無し(30)  | 26.7%  | 6.7%  | 26.7% | 16.7% | 23.3%  |
|                 | 有り(41)  | 14.6%  | 9.8%  | 39.0% | 14.6% | 22.0%  |
| 小売              | 無し(29)  | 17.2%  | 10.3% | 24.1% | 10.3% | 34.5%  |
|                 | 有り(15)  | 13.3%  | 0.0%  | 33.3% | 13.3% | 40.0%  |
| 宿泊・飲食           | 無し(16)  | 31.3%  | 0.0%  | 18.8% | 31.3% | 18.8%  |
|                 | 有り(11)  | 9.1%   | 9.1%  | 54.5% | 18.2% | 9.1%   |
| 医療・福祉           | 無し(50)  | 26.0%  | 10.0% | 24.0% | 12.0% | 26.0%  |
|                 | 有り(27)  | 7.4%   | 7.4%  | 37.0% | 22.2% | 22.2%  |
| 学校教育            | 無し(28)  | 14.3%  | 7.1%  | 50.0% | 14.3% | 14.3%  |
|                 | 有り(14)  | 21.4%  | 0.0%  | 28.6% | 35.7% | 14.3%  |
| サービス業<br>※上記を除く | 無し(66)  | 22.7%  | 16.7% | 30.3% | 10.6% | 18.2%  |
|                 | 有り(31)  | 9.7%   | 19.4% | 32.3% | 16.1% | 22.6%  |
| 製造業             | 無し(143) | 18.9%  | 13.3% | 38.5% | 14.7% | 14.0%  |
|                 | 有り(100) | 20.0%  | 10.0% | 39.0% | 9.0%  | 20.0%  |
| 運輸・交通           | 無し(44)  | 43.2%  | 11.4% | 20.5% | 11.4% | 13.6%  |
|                 | 有り(34)  | 32.4%  | 5.9%  | 38.2% | 11.8% | 11.8%  |
| 電気              | 無し(44)  | 31.8%  | 22.7% | 31.8% | 6.8%  | 6.8%   |
|                 | 有り(40)  | 15.0%  | 25.0% | 40.0% | 5.0%  | 15.0%  |

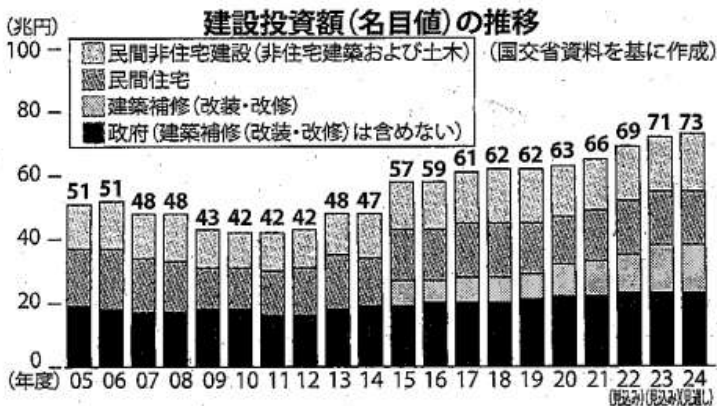
※工事件数が2桁以上あった業種について整理。カッコ内は回答があった工事件数

# 建設投資2.7%増見通し

国交省

## 24年度 実質値でもプラス

国土交通省は8月30日、2024年度の建設投資額(名目値)が前年度比2.7%増の73兆0200億円になる見通しを発表した。内訳は政府投資が26兆2100億円(前年度比3.7%増)、民間投資が46兆8100億円(2.2%増)。



民間投資は住宅建築分野が伸び悩むが、非住宅建築・土木分野と建築補修(改装・改修)分野が堅調。物価変動の影響を取り除いた実質値で見てもプラス(一時的な増となった)。

名目値の総額は70兆円を初めて超えた23年度からさらに伸びた。国内総生産(GDP)に占める割合は近年10%程度で推移し、24年度は11.9%になる見通し。建築と土木の分野別で投資額を見ると、建築が47兆2100億円(2.0%増)、土木が25兆8100億円(4.1%増)となる。

政府投資は23年度補正予算などによる投資拡大を見込んだ。土木分野のうち公共事業は15兆2500億円(3.7%増)、その他が3兆3400億円(3.7

%増)。建築分野は住宅が5900億円(3.5%増)、非住宅が4兆2900億円(3.9%増)、建築補修が2兆7400億円(3.8%増)と見通す。

民間投資の内訳は、住宅建築投資が16兆5500億円(0.8%減)、非住宅建築分野と土木分野を合算した非住宅建設投資は17兆8500億円(4.4%増)。建築補修(改装・改修)投資は12兆4100億円(3.1%増)となる。

実質値での前年度比増減は、政府投資が1.5%増、民間投資は0.0%減の横ばいを見込む。民間住宅建築投資が3.0%減となる影響で、建築分野は0.2%減とマイナスに転じる。

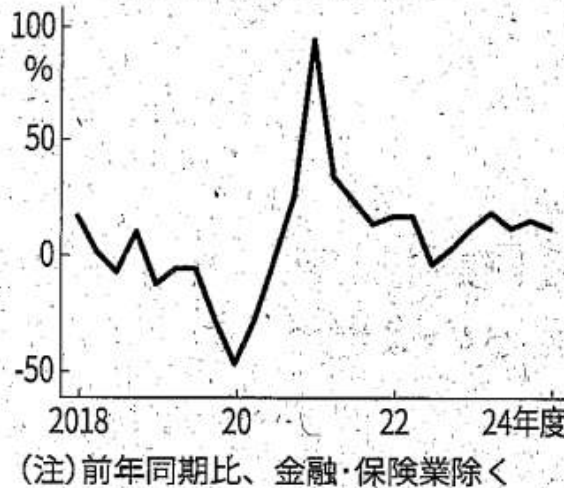
# 経常利益 最高35兆円

## 法人企業統計 輸送用機械けん引

4~6月

財務省が2日発表した4~6月期の法人企業統計によると、全産業(金融・保険業を除く)の経常利益は前年同期比13・2%増の35兆7680億円だった。6四半期連続のプラスで、四半期ベースでは過去最高額となった。製造業では輸送用機械が、非製造業ではサービス業が伸びをけん引した。

経常利益の増減率



経常利益を業種別に見ると、製造業は13・0%の増益だった。歴史的な円安が輸出企業の収益を増、情報通信機械は人工知能(AI)向けの需要が増え、52・2%伸びた。非製造業は13・3%増えた。スーパーやドラッグ

グストアでの新規出店があり、サービス業は50・5%の増益となった。インバウンド(訪日外国人)の影響もあるとみられる。建設業では大型案件の受注があり、18・5%のプラスとなった。設備投資は前年同期に比べ7・4%増え、11兆9161億円だった。伸びは1~3月期の6・8%増から拡大した。非製造業が10・9%伸びた。サービス業で娯楽施設な

どの新設にかかわる投資があった。製造業は情報通信機械や電気機械で需要の増加による生産能力をあげるための投資があり、1・4%増えた。財務省が同日発表した23年度通期の法人企業統計によると全産業の経常利益は前年度比12・1%増の106兆7694億円で過去最高となった。「内部留保」にあたる利益剰余金も8・3%プラスの600兆9857億円で過去最高を更新した。財務省は23年度の法人企業統計について「景気が緩やかに回復している状況を反映している」と分析した。海外景気の下振れや物価上昇の影響を注視する考えも示した。

## 国交省

# VFMなど新技術活用促す

## 品確法運用指針 改定骨子案 業界団体らに意見照会へ

国土交通省は改正公共工事「品質確保促進法（公共工事品確法）」に基づき公共発注者が講じるべき措置を盛り込む「基本方針」と、発注関係事務の共通したルールとなる「運用指針」の改定骨子案を明らかにした。

運用指針では公共工事での新技術の活用を強く打ち出し、VFM（バリュー・フォー・マネー）に沿った資機材・工法の採用と予定価格への反映などを促す。国交省が主導する週休2日の「質の向上」や災害対応時の労災保険料の予定価格への反映など、働き方改革や災害対応力の向上に関する内容も充実させる。

### 改正公共工事品確法「運用指針」改定方向性（抜粋）

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
- 施工時期、履行時期の平準化に向けた関係部局連携
- スライド条項の設定と基準の作成

地域建設業などの維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえた競争参加資格や工区割り、発注ロットの設定
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及
- 競争が存在しないことの確認による契約方式（参加者確認型随契）の活用
- 災害対応での復旧・復興JVの活用
- 災害協定に基づく工事の労災保険契約の保険料の予定価格への反映

新技術の活用などによる生産性向上

- ICTを活用したデータの適切な引き継ぎ
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材などの採用（VFMの推進）
- 国が研究開発を委託する際の知的財産権への配慮

公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築（「群マネ」の推進）
- 国・都道府県が市区町村を支援するための講習会などの開催（国交省資料から）

険契約も含め、予定価格に反映する。維持管理を広域的に行う連携体制は、国交省が推進する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を念頭に対応を求める。複数年契約や包括・共同発注、設計段階から施行者が関与する方式、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用を例示する。

新技術の活用は新たな章として独立。VFMや脱炭素化への配慮など発注者に求める事項に加え、国の施策に関する記載を充実させた。高度な技術の研究開発を担う民間主体などの意欲を高めるため、国が委託する研究開発では特許権などの知的財産権を受託者から譲り受けないことを基本にする」と明記した。

運用指針の改定骨子案は、近く自治体や建設業団体に送付され意見照会の手続きに入る。2025年度の発注関係事務からの運用を見据え改定作業を進める。

国や地方自治体は基本方針に従って措置を講じる努力義務が課される。改定骨子案では改正公共工事品確法に加え、改正建設業法に基づき対応も明記。建設業の直近の課題を踏まえ、時間外労働規制や猛暑日を考慮した工期設定などを併せて求めていく方向で調整する。

新たな運用指針では改正公共工事品確法の規定内容を可能な限り具体的な発注方式や対応方策に落とし込む。例えば地域で競争が存在しない状況が見込まれる場合、直轄工事で試行する「参加者確認型随意契約方式」の活用を例示。災害対応で技術力ある企業と地域企業が連携する方策として

「復旧・復興建設工事共同企業体（復旧・復興JV）」の活用を促す。

災害協定に基づく工事の労災保険契約で、発注者が負担すべき保険料の範囲も明示。会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険、第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保

国交、厚労省

CCUS「活用」後押し

25年度予算概算要求建設人材関係施策

国土交通省と厚生労働省は2025年度予算の概算要求に盛り込んだ建設業の人材確保・育成に向けた取り組みを公表した。厚労省は建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価（レベル判定）に応じた処遇改善に取り組む建設事業者を対象とする助成制度を創設。国交省は現場従事者の働き方改革に向けた調査や周知・啓発を継続するとともに、地域の工務店などによる防災・減災の備えにつながるモデル的な取り組みを支援する新たな枠組みを設ける。

厚労省は「人材確保等支

援助成金」の建設事業者団体向けの助成制度「CCUS等普及促進コース」を廃止し、新たに建設事業者向けの「CCUS等活用促進コース（仮称）」を創設する。CCUSの運用フェーズが「登録」から「活用」に移行しつつあるため、能力評価を一段と後押しする助成制度へと衣替えする。既存コースで実施する登録手数料の助成は25年度末まで継続。「人材開発支援助成金」の「建設労働者技能実習コース」で講じるCCUS登録技能者を対象とする賃金助成の割り増し措置も延長する。こうした助

成事業の経費として69億円を要求した。建設業を含む人材不足分野のマッチング支援をハローワークで展開する事業も実施体制を拡充し強化する。

国交省は能登半島地震を踏まえた新規事業として300億円を要求した「住宅・建築物防災力緊急促進事業」の一環で、地域の工務店などで構成するグループのモデル的な取り組みを支援する。

地域の特色ある質の高い住宅の整備や耐震改修、災害時の木造応急仮設住宅の建設や応急修理などに対応するため、団体単位で技能

研修などを行うケースを想定する。

建設工事の適正工期の確保や技術者の現場配置の制度合理化に関する調査などは継続。地方自治体の発注体制の強化や入札契約の適正化も強化する。CCUSの加入促進や安全衛生経費の確保に向けた戦略的広報、女性の入職・定着の新しい行動計画に基づくコンテンツ作成にも取り組む。

# 大阪万博、防災計画を公表

## ■15万人3日滞留想定 ■60万食の備蓄を確保

2025年国際博覧会（大阪・関西万博）の運営主体、日本国際博覧会協会は2日、大規模災害時の避難対応などをまとめた防災実施計画を公表した。最大15万人程度が会場に3日程度滞留するリスクを想定し、60万食の備蓄を確保する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意など）が発表された場合の対応も盛り込んだ。

### 南海トラフや台風に加え

大阪・関西万博は25年4月13日から半年間の会期で開かれる。会場となる大阪市此花区の夢洲（ゆめしま）は臨海部に浮かぶ人工島で、島内外を結ぶ主な陸路は橋と海底トンネル、延伸中の地下鉄の3ルートに限られる。防災対策は帰宅困難者対策がカギとなる。会期中2820万人の来場が想定され、協会は1日あたりの来場者数をピーク時で22万7千人と試算。大規模な地震などが起これば多数の来場者を取り残される懸念がある。

実施計画では災害ごとに避難などの対応の流れをまとめた。大阪市内で震度5弱以上を観測したり、南海トラフ地震臨時情報が出されたりした場合は事務総長をトップとして災害対策本部を設置する。

南海トラフのような海溝型地震の場合、会場周辺で予測される最大震度は6弱。会場の地盤の高さは11メートル程度で、満潮時でも津波想定から5メートル以上の余裕があり浸水被害のリスクは小さいとするものの、橋や海底トンネルは安全が確認されるまで通行止めとなる可能性が高い。

一時に交通網が寸断されることを念頭に、避難は来場者の安全確保から帰宅支援を5段階に分けて対応する。フェーズ1（発災後1時間）では負傷者の把握や応急救護活動などを進め、フェーズ2（同1～6時間）には会場内の一時滞在施設の開設準備などを進める。フェーズ3（同6～12時間）に入ると、道路の状況などの把握を進めながら、バスをはじめ代替輸送に関する調整を始める。同時に一時滞在施設への案内・誘導を行うほか、食料などの備蓄も配布する。

フェーズ4（同12～72時間）では必要に応じて船での避難を実施するため、船舶事業者へ協力を要請することを想定する。フェーズ5（同72時間以降）でバス事業者などに



| 発災後1時間                                  |
|-----------------------------------------|
| 負傷者の把握や応急救護活動。大阪府・市は府内や市内、公共交通機関の被害情報収集 |
| 同1～6時間                                  |
| 一時滞在施設の開設準備                             |
| 同6～12時間                                 |
| 一時滞在施設への誘導、備蓄品配布。バスなどによる代替輸送の調整         |
| 同12～72時間                                |
| 備蓄品の継続配布。船舶事業者への協力要請                    |
| 同72時間以降                                 |
| バスなど代替輸送の案内・誘導                          |

応じて近隣自治体に支援を求める。

大阪に台風が上陸、または接近する恐れがあり、府内の陸上でも最大風速30メートル以上が予測される場合や特別警報が発せられる場合、会場内で屋内への避難を呼びかける見込みがあるととも、災害対策本部を設置する。

台風が接近した際には、最接近の5日～3日前から気象庁が出す台風情報の収集などを始め、同2日～1日前に閉園や営業時間の短縮、営業内容の変更などの対応を検討。12時間前までにテントやパラソルなどを撤去して警戒を強化する。

猛暑への対応では、東西の入場口付近に遮熱性アスファルト舗装を敷いて路面温度の低減を図るほか、スポットエアコンによる送風を実施する。パビリオンでは入場を予約制とすることで待ち時間の短縮を図り、行列エリアには日射抑制のすだれなどを設置する。

協会幹部は同日、「計画の実効性を高めるため、今後は部署間や関係機関との連携体制を明確化していきたい」と話した。

## 4～6月増加率大企業超え

# 人手不足、窮余の賃上げ

財務省が2日公表した4～6月期の法人企業統計によると、中小企業で働く人の受け取りにあたる人件費は前年同期比6・7%増で、大企業の1・1%増を大きく上回った。中小で人手確保に向けた賃上げが広がっている。利益面では大企業に後れを取っており、中小の一部が業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」を強いられている可能性もある。

全産業（金融・保険業を除く）の経常利益は前年同期比で1・1%増だった。資本金1億円以上10億円未満の中堅企業は6・0%増だった。資本金1千万円以上1億円未満の中小企業は6・7%増だった。

従業員給与でも大企業の1・7%増に対し、中堅企業が6・0%増、中小企業が7・3%増だった。企業規模が小さくなるほど賃上げ幅が大き

い傾向にある。背景にあるのは人手不足だ。6月の全国企業短期経済観測調査（日銀短

期）によると、雇用が「過

剰」と答えた企業の割合から「不足」と答えた割合を引いた雇用人員判断DIは大企業がマイナス28で中堅企業はマイナス36、中小企業はマイナス37だった。

もっとも、利益の改善

度合いは大企業の方が際立っている。経常利益をみると大企業は15・3%増、中堅企業は10・9%増、中小企業は6・3%増だった。製造業に限ると大企業が16・1%増に対し、中堅企業は6・4%増で、中小企業は5・1%の減益と明暗がくつきり分かれている。

中小企業の一部では人材の獲得や引き留めを優先した「防衛的な賃上げ」が広がっているとみられる。日本商工会議所が6月に公表した調査でも、24年度に「賃上げを実施した」または「実施予定」の中小企業のうち、「防衛的賃上げ」との回答は59・1%を占めた。収益

力向上による「前向きな賃上げ」の40・9%を上回った。

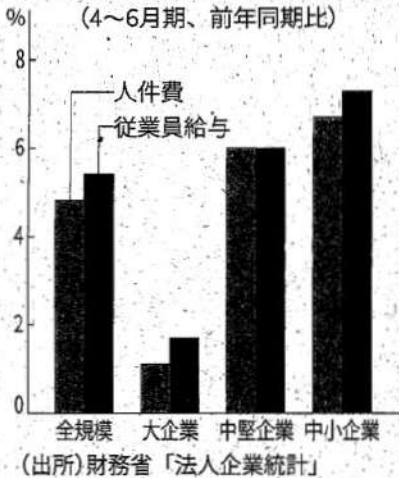
賃上げ余力には差がある。利益など企業の付加価値に占める人件費の比率を表す「労働分配率」でみると、中小は4～6月期に後方4四半期の移動平均で70・3%だった。同率は低いほど賃上げ余力があることを示す。

新型コロナウイルス禍前の20年1～3月期時点と比べると低下幅は約2ポイントだった。この間に大企業は9ポイント低下し、37・6%と過去最低になった。大企業と中小企業の賃上げ余力の差は広がっている。

都道府県ごとに決める2024年度の最低賃金は地方を中心に大幅な引き上げが相次いだ。国が示した引き上げ額の「目安」を上回ったのは27県だった。人手不足が深刻な中小企業はさらなる賃上げを迫られる公算が大きい。

# 中小企業 人件費6.7%増

規模の小さい企業ほど伸びた  
(4～6月期、前年同期比)



# 大企業内部留保539兆円、最大に

## 配当金は32.5兆円と大幅増

財務省が2日発表した2023年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業（金融業と保険業を含む全産業）の内部留保は、539・3兆円と過去最大を更新しました。第2次安倍晋三政権が発足する直前となる12年度の内部留保額333・5兆円からは200兆円以上も増加しました。

経常利益は76・3兆円、配当金は32・5兆円とそれぞれ過去最大を更新しています。一方、労働者1人当たり賃金は633・4万円と前年度に比べ3・6%増加したものの、12年度

との比較では1・13倍にとどまりました。

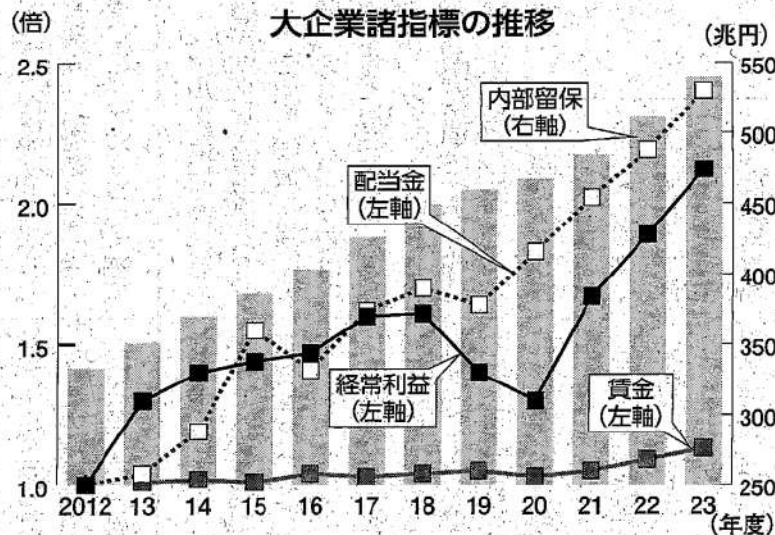
◇

同日発表の4～6月期の法人企業統計調査によると、全産業（金融業と保険業を除く）の経常利益は前年同期比13・2%増の35兆7680億円で、比較可能な1954年4～6月期以降で過去最大となりました。増益は6四半期連続。歴史的な円安や価格転嫁の進展を受け、製造業、非製

造業ともに最高額を更新しました。設備投資は7・4%増加しました。

製造業の経常利益は前年同期比13・0%増の12兆7294億円。海外で自動車など輸送用機械の販売が好調だったほか、円安により円換算での利益が増えました。非製造業は13・3%増の23兆386億円。飲食店などのサービス業が客数の回復や新規出店効果で大きく伸びました。

大企業諸指標の推移



財務省「法人企業統計」から金融・保険業を含む全産業のうち資本金10億円以上の企業について集計。配当金、経常利益、賃金は2012年度＝1.00とする伸び率

設備投資は11兆9161億円で、13四半期連続の増加。半導体などの需要増を受け、情報通信機械や電気機械の生産能力増強投資が拡大しました。

国交省

# 「地域生活圏」形成へ本腰

国土審に  
専門委

## インフラマネジなど検討

国土交通省は、国土形成計画で打ち出す「地域生活圏」の形成促進への具体的な施策の検討に入る。国土審議会（国土審、国交相の諮問機関）推進部会に「地域生活圏専門委員会」を設置し、有識者による議論を10月に始め、2025年5月までにまとめる。圏域内で持続的な都市サービスを提供可能とするインフラの維持も課題の一つ。官民連携などによるインフラマネジメントの在り方も議題の一つになりそうだ。

3日に開いた同部会で専門委の設置を決めた。地域生活圏の形成促進は23年7月決定の第3次国土形成計画に明記された。圏域は人口10万人規模と想定。▽官民の「主体の連携」▽分野を越えた「事業の連携」▽市町村の境界にとらわれな

い「地域の連携」――の三つに重点を置き、デジタルとリアルの融合による地域経営を推進する。

同日の会合で国交省は、地元企業が連携した地域交通の展開や空き家活用を図る香川県三豊市などの事例を紹介しながら、さらなるモデル事例の創出や支援措置を講じていく方向性を説明。「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用する

など関係府省が一体で地域の取り組みを後押しする。同部会に参加する有識者からは「小さな自治体ではインフラの維持が限界にある」との指摘や、「自治体だけではできないことが増えている。民間も巻き込んだ議論を」と求める声があった。

国交省は「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の推進に取り組んでいることに触れながら、専門委の場で道路や上下水道などのインフラマネジメントの観点でも意見を聴取していく考えを示した。

# 外国人材が建設業界を支える構図に

建設分野で就労する特定技能外国人が5月末時点で3万人を突破するなど、建設業界で働く外国籍の担い手の数が増え続けている。国が事業主に求めている外国人雇用の届け出状況を産業別に見ると、直近の増加率は建設業が最も高い。専門工事会社で就労する技能者のうち外国人が約15%を占めるといって建設業団体の調査結果もある。技能実習に代わる新たな受け入れ制度として「育成就労」の創設が決定し、国が正面から労働力確保にかじを切る中、現状の外国人材の就労実態を整理した。

厚生労働省が事業主に届ける義務を課している「外国人雇用状況」の2023年10月末時点の集計によると、建設業の外国人労働者数は14万4981人。総務省の「労働力調査」で建設業の全就業者数は23年に483万人であり、外国人の割合は約3%と推測できる。建設業で外国人を雇用する事業所数は3万9415カ所。総務省と経済産業省の「経済センサス」によると21年6月時点の統計を参照すると、全事業所数48・5万カ所のうち約8%に相当する。

ここ数年の建設業の外国人労働者数を見ると、19年

□ □ □

## 直近の増加率は全産業中最大

厚労省「外国人雇用状況（2023年10月末時点）」主要産業別の外国人労働者数の推移（単位：人）

| 産業分野              | 2019年     | 対前年増加率 | 2020年     | 対前年増加率 | 2021年     | 対前年増加率 | 2022年     | 対前年増加率 | 2023年     | 対前年増加率 |
|-------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 建設業               | 93,214    | 35.9%  | 110,898   | 19.0%  | 110,018   | -0.8%  | 116,769   | 6.2%   | 144,981   | 24.1%  |
| 製造業               | 483,278   | 11.3%  | 482,002   | -0.3%  | 465,729   | -3.4%  | 485,128   | 4.2%   | 552,399   | 13.9%  |
| 卸売業、小売業           | 212,528   | 14.2%  | 232,014   | 9.2%   | 228,998   | -1.3%  | 237,928   | 3.9%   | 263,555   | 10.8%  |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 206,544   | 11.6%  | 202,913   | -1.8%  | 203,492   | 0.3%   | 208,981   | 2.7%   | 233,911   | 11.9%  |
| 医療、福祉             | 34,261    | 31.3%  | 43,446    | 26.8%  | 57,788    | 33.0%  | 74,339    | 28.6%  | 90,839    | 22.2%  |
| サービス業（他に分類されないもの） | 266,503   | 15.6%  | 276,951   | 3.9%   | 282,127   | 1.9%   | 295,700   | 4.8%   | 320,755   | 8.5%   |
| 外国人労働者総数          | 1,658,804 | 13.6%  | 1,724,328 | 4.0%   | 1,727,221 | 0.2%   | 1,822,725 | 5.5%   | 2,048,675 | 12.4%  |

1割弱となる。23年10月末までの届け出に基づく集計のため、現時点では特定技能のウエイトがさらに高まっているとみられる。

特定技能外国人に限定すると、出入国在留管理庁の

5月末時点の集計で建設分野の就労者数は3万0882人に達した。ここ数年の増加数を半年ごとに見ると、22年12月末までに4283人、23年6月末までに5665人、同12月末までに6022人と上昇曲線を描いてきた。国籍・地域別の就労者の割合は同12月末時点の集計でベトナムが68%と群を抜き、フィリピンが10%、インドネシアが9%、中国が5%で続く。

建設関係の技能実習生は23年12月末時点で9万2015人。計22職種で受け入れられており、とび（2・7万人）、建設機械施工（1・5万人）、型枠施工（1・1万人）、鉄筋施工（1・0万人）の順に在留者数が多い。

□ □ □

## 建専連会員、20代では4割超

回答があり、全体の就労者数8万7539人のうち約15%の1万2998人が外国籍だった。1社当たり0・9人の外国人が働いている計算になる。

年齢別の就労者数の分布を見ると、日本人は50歳前後の年代のボリュームが厚い。日本人就労者のうち「45〜49歳」と「50〜54歳」に当たるのはそれぞれ約15%だった。一方、外国人のボリュームが最も厚いのは「25〜29歳」で、全年代のうち約32%を占める。日本人とは反対に40代、50代になると就労者数は一気に少なくなる。

調査結果からは、各社が若年層の採用に苦戦している中、それを補う形で外国人の入職者を増やしていることが読み取れる。各年代の就労者のうち外国人が占める割合は「30〜34歳」が約34%、「25〜29歳」が約43%、「20〜24歳」が約45%。年代が若くなればなるほど、外国人が業界を支えている構図が浮き彫りとなる。

団体別で見ると、20代の

就労者数が日本人より外国人の方が多く職種もある。全国鉄筋工事業協会（全鉄筋、岩田正吉会長）のデータでは外国人の割合が「25〜29歳」で約62%、「20〜24歳」で約63%。日本型枠工事業協会（日本型枠、三野輪賢二会長）のデータでは「25〜29歳」が約57%、「20〜24歳」が約67%だった。

建専連によると、専門工事業界では肌感覚として「高齢者が引退していく分を外国人材の参入で労働力をカバーしている」との認識がある。今回の調査で現場実態の「深刻度」をデータとして把握し、施策の提言などで対応の緊急度を訴えていく考えだ。

# 品確法運用指針 改定骨子案 具体措施や留意点明記を 国交省 有識者の意見聴取

国土交通省は2日に開いた有識者会議「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」で改正公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）に基づく発注関係事務の共通したルールとなる「運用指針」の改定骨子案を説明し、意見を求めた。委員からは一部の記載内容について誤解がないよう意図を明確にした上で、より積極的な対応を促すため具体的な措置や留意事項などを書き込むよう求める声があった。

骨子案では改正法の規定内容を可能な限り具体的な発注方式や対応方針に落とし込んだ。ただ現時点で想定される仕組みなどがない規定も一部ある。例えば「地域の企業と施工技術を有する企業との連携」は骨子案で具体的な方法を示していない。建設業団体関係の委員からは、当事者らの負担増大を招かないよう配慮しつつ記載内容の具体化を求める意見があった。

自治体関係の委員からは、地域で競争が存在しない状況で活用を見込む「参加者確認型随意契約方式」などの適正な運用方法や、VFM（バリュー・フォー・マネー）を導入する際の効果の判断方法などで参考となるようなガイドラインの提供を求める声があった。

研究開発の委託時に知的財産権を受託者に帰属させる措置について、その成果を発注工事で利用する場合、入札の公平性などの観点で開発主体以外が排除されないような運用の必要性を指摘する有識者もいた。

設計や測量、調査といった建設関連業からは、工事に限った記載内容を必要に応じ業務に広げるべきと主張する委員が多かった。2

か年など長期の履行期間設定が増えている実態を踏まえ、業務でもスライド条項の適切な運用が必要と指摘。地域の業界の持続性を確保するため、技術力の高い企業との連携方策について問う声もあった。

# 7月の新設住宅着工 0.2%減、持ち家減少

国交省

国土交通省が発表した7月の建築着工統計によると、新設住宅着工戸数は前年同月比0.2%減の6万8014戸となり、3カ月連続の減少となった。持ち

家は4.0%減の1万9858戸。過去最長の32カ月連続の減少となった。貸家は4.6%増の3万1546戸で3カ月ぶりの増加、分譲住宅は4.8%減の1万6164戸で3カ月連続の減少だった。分譲住宅のマンションは4.7%増の6070戸となっている。首都、中部、近畿、その他の各圏域ごとの内訳を見ると、首都圏は5.6%増、近畿圏は0.1%減だった。中部圏は2.9%減、その他の地域は4.2%減となった。

民間非居住建築物の着工床面積は10.3%減の287万平方メートルで、先月の増加から減少に転じた。主な使途別内訳は、事務所が25.0%増の65万平方メートル、店舗が19.2%増の34万平方メートル、工場が2.6%減の52万平方メートル、倉庫が18.2%減の67万平方メートルだった。

# 万博矛盾 いのちの危険

## 「安全宣言」を出せない



建設中の万博会場。左は円形の大屋根、右の白い施設は大阪パビリオン＝大阪市・夢洲

2025年大阪・関西万博が深刻な矛盾と行き詰まりに直面しています。維新・府市政と自公政権がカジノ計画との「相乗効果」をねらって、大阪湾の人工島「夢洲」に誘致したものの、ガス爆発の危険や災害時のリスクが顕在化。国民の関心は低く、カジノ工事が万博開催と重なり騒音などで足を引っ張るなど、破たんの淵に立たされています。

現役の廃棄物処分場でもある夢洲1区の会場予定地では、地中から可燃性のメタンガスが発生し続けています。3月の爆発事故現場となった東トイレの地下ピット(空間)では、直ちに労働者を退避させなければいけない濃度のメタンガスを3カ月で76回も検知、うち17回は着火により爆発する濃度に達していました。1区にある83本のガス抜き管からは1日約1・5〜2トンのメタンが出ています。

万博協会が「ガスの発生はない」と決めつけていたパビリオン周辺でも5カ所(迎賓館、日本館、大阪館の各付近、EXPOホール(地下ピット)で検知されるなど、会場のどこでもガスが発生する恐れがあります。

万博協会は「安全は開催の前提。信じて来て、楽しんでください」(薬田博行

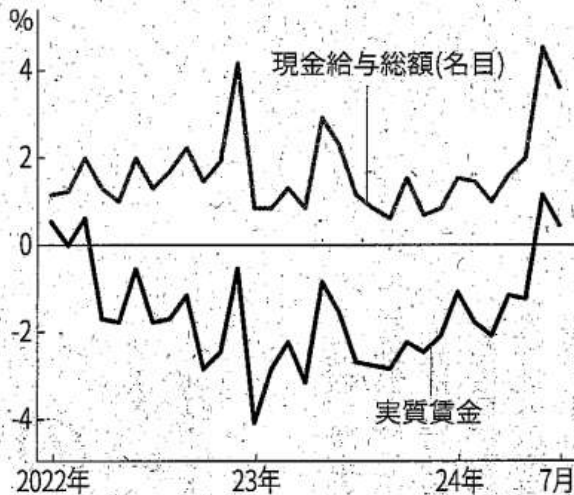
整備局長)などと語っています。しかし、部分的なガス濃度の測定や換気を行うだけで、肝心の「安全宣言」を出すことができません。

メタンガスの濃度は刻一刻と変わります。工事の進展に伴って「想定外」の所にたまる恐れもあります。広大な万博会場全体を常時とらえる対策は困難であり、夢洲が万博会場に最も不適切な場所であることは変わっていません。

協会は開催中に爆発した場合の対応をただした和歌山県に「会場内に常駐する大阪市消防等と立ち入り規制や避難誘導等を行う」と説明しています。どれだけの危険かを自ら認めているのと同じです。

3面で  
万博Q&A

実質賃金の伸び率は縮小した



(注)前年同月比の増減率、24年7月は速報値  
(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」

# 実質賃金2ヵ月連続増

## 7月0.4%増、夏の賞与伸び

厚生労働省が5日発表した7月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月から0.4%増加した。プラスは2ヵ月連続。夏の賞与など「特別に支払われた給与」の伸び率が大きかったことが寄与した。

名目賃金を示す1人あたりの現金給与総額は3・6%増の40万3490円と、2年7ヵ月連続で増加した。伸び率は7月の消費者物価の上昇率（3・2%、持ち家の家賃相当分を除く総合指数）を上回った。現金給与総額のうち特別に支払われた給与は6・2%多い11万8807円だった。

厚労省によると、6月から7月にかけて夏季賞与を支払う企業が増えた可能性があるといる。賞与は6月に支給する企業が多く、7月の実質賃金のプラス幅は前月から0・7%縮小した。

現金給与総額の内訳では、基本給を中心とする「所定内給与」が前年同月比2・7%増の26万5093円となった。ベースアップ（ベア）と定期昇給を合わせた賃上げ率が平均5%を超えた24年の春季労使交渉（春闘）の結果が反映されて、伸び率は31年8ヵ月ぶりの大きさとなった。

所定内給与に残業代や休日手当などを加えた「きまって支給する給与」は2・5%増の28万4683円だった。8月以降は名目賃金に占める賞与の割合が小さくなる。厚生労働省の担当者は「このまま物価高が落ち着かなければ、実質賃金のプラスを維持することは難しい」（雇用・賃金福祉統計室）とみる。

働き方ごとにみた現金給与総額は、正社員を中心とするフルタイム労働者が3・6%増の52万9266円、パートタイム労働者は3・9%増の11万4729円。パートタイム労働者の時給換算した所定内給与は1337円と3・6%増えた。

## 品確法

# 次回改正も見据え議論へ

## 自民議連 総会 運用指針改定案で意見

自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟」(会長・根本匠衆院議員)が5日に総会を開き「写真、6月に公布・施行した改正公共工事品質確保促進法(公共工事品確法)に基づく「基本方針」「運用指針」の改正骨子案などに対する各議員の意見表明を踏まえ、国に適切な対応を求めた。根本会長は「実際の現場の状況を反映した魂の込めった法律だ」と指摘しながら、改正法の趣旨に沿った実効性のある指針策定を期待。引き続き議連を通じ「品確法をベースに建設業の活性化、国土強靱化をはじめとした社会資本の整備にまい進していきたい」と語った。

総会では各議員が地元業界の実情などを踏まえた対応策について、運用指針などへの反映を求めた。除雪

変化に柔軟に対応できるような仕組みを深掘りして検討するよう訴える議員もいた。

議連幹事長の佐藤信秋参院議員は改正法の検討過程で、災害時などに標準的な積算方法では価格や工期が合わない場合、柔軟な対応が可能と読めるよう文言を加えたとしつつ、次回の法

適切な価格転嫁を通じた質上げなど「新しい資本主義」を主導した岸田文雄首相の任期が迫る中、根本会長は「毎年の質上げは(公共工事設計労務単価などの引き上げで)われわれが先取りしてきたものだ。政権がどう変わるうが、これは変わらない」と断言。足立敏之参院議員も「建設分野は継続性が大事だ」として、引き続き議連として建設産業政策をリードする動きを展開していく考えを示した。

「通常工事に対応できない分を補填(ほてん)するよいうな理念を入れてほしい」という意見や、設計や測量などの入札時にくじ引きが多発しているとして「地域限定で公募するなど品確法の実効性を高める運用」を求める声があった。資材価格の急激な高騰などの状況

改正なども見据えた抜本的な対応の必要性を強調。予定価格の上限拘束性に触れ、落札率を掛けた価格を標準として予定価格を積算

# 国交省 発注者への勧告位置付け 入契法適正化指針で改定骨子案

国土交通省は第3次担い手3法を踏まえ、公共工事入札契約適正化法(入契法)に基づく適正化指針を改定する。5日に開かれた自民党の「公共工事事品質確保に関する議員連盟」(会長・根本匠衆院議員)の総会で改定骨子案を示した。円滑な価格転嫁への環境整備、発注関係事務や現場管理のICT活用などを追記。適正化指針独自の記載事項として入札契約の適正化に向けた発注体制の整備や、配

置予定技術者の専任・兼任状況の確認、発注者への必要に応じた要請・勧告などを加える。

改正入契法では、入契法適正化指針に則した措置の実施を地方自治体に「勧告、助言、援助」できるとの権限を国に付与した。以前から実施している実態調査(入契調査)を通じて対応実態を個別に把握し、是正などを促す勧告などを行う。

公共発注を取り巻く昨今

の課題への対応として入札契約に関する情報公表の原則インターネット化や、施工時期などの繁忙期の解消につながる「ピークカット」による平準化の推進なども適正化指針に書き込む方向だ。

# 加入企業が着実に増加

## 防衛施設強靱化推進協 承認予定含め231社

防衛施設強靱化推進協会（乗公正弘会長）に加入する建設関係企業が増えている。会員16社で5月17日に設立し、7月31日の理事会・総会で加入承認済みの企業は本部会員87社、支部会員81社の計168社だったが、3日時点では加入申し込みや承認予定を含めると会員総数は231社（本部107社、支部124社）になるといふ。新規の申し込み依頼もあり、会員の増加が続くようだ。

### Ⅱ2面に関連記事

予定を含む本部会員107社の内訳は▽建設会社55社▽設備会社6社▽建設コンサルタント等21社▽その他（資機材会社等）25社。同協会は防衛施設の整備、維持管理や強靱化、国の平和と安全への貢献などを目的に発足した。国の防衛力整備計画に基づく大規模な施設整備が続くこともあって、整備事業や入札契約制度に関する調査研究、関係機関への意見具申といった活動を行う。防衛省に意見交換会の開催を申し入

れており、会員外も対象に入札契約制度などに関するアンケートを行っている。4日に東京都内で行われた設立祝賀会には、会員企業の関係者らが多数参加し、「重要な役割を担う初めての純粋な民間法人」（防衛省幹部）の船出を祝った。あいさつした乗京会長は、政府の国家防衛戦略に基づく防衛施設の強靱化に関し、「建設事業者の協力を期待されている」と述べた。一方で民間建設需要が堅調な中、担い手不足や働き方

改革、物価高騰を建設関係企業の課題に挙げた。

防衛施設整備を巡って、発注者と向き合える同協会の課題解決に期待する企業は多く、大手ゼネコンらを含めて加入が続いている。

防衛省が施設整備に「地元企業の積極的な参加」（幹部）を求めている。支部会員の希望も多い。

支部会員となった沖縄県のある建設会社の幹部は「自衛隊や米軍施設の話はもっと身近でいい。日常の中で有事を捉えなければならぬ」とし、加入理由の一つに使命感を挙げた。平和と安全への貢献に技術力やノウハウを生かしたいと考える建設関係企業は多く、今後も動向が注目される。

# 建設業の入職27.8万人

## 厚労省 23年雇用動向調査

厚生労働省は、2023年の雇用動向調査の結果をまとめた。建設業の入職者は27・8万人、離職者は28・1万人。このうち一般労働者は入職者が26・8万人、離職者が27・5万人、パートタイム労働者は入職者がトタイム労働者は入職者が

1・0万人、離職者が0・5万人。全体の入職率は10・0%、離職率は10・1%で、一般労働者は入職率10・0%、離職率10・3%、パートタイム労働者は入職率9・7%、離職率5・6%となった。

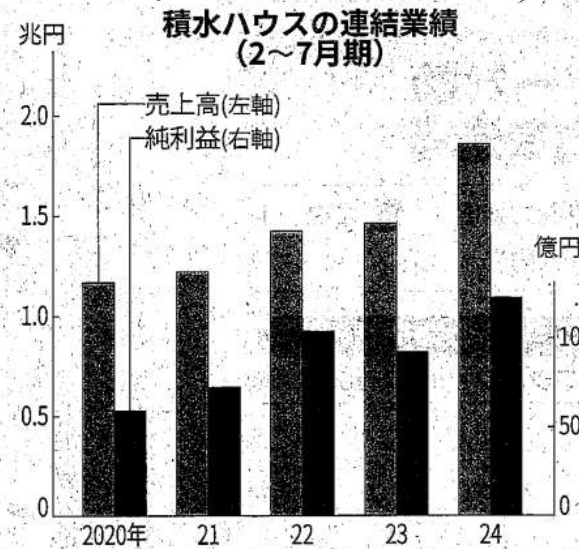
全産業ベースの入職率は16・4%(前年比1・2%上昇)、離職率は15・4%(0・4%上昇)で、入職超過率が1・0%となった。一般労働者の入職率は12・1%(0・3%上昇)、離職率は12・1%(0・2%上昇)で同数だった。

転職入職者の賃金は前職と比べた場合、増加の割合が37・2%(2・3%上昇)、減少が32・4%(1・5%低下)だった。全産業で一般労働者の入職率が最も高かったのは19・9%のサービス業で、離職率のトップは20・8%の生活関連サービス業・娯楽業だった。

# 積水ハウス、純利益33%増

## 2~7月 買収の米住宅伸び

積水ハウスが5日発表した2024年2~7月の連結決算は、純利益が前年同期比33%増の1兆229億円だった。700億円超を投じて4月に完全子会社化した米住宅大手M・D・C・ホールディングスが堅調だったことに加え、米国で住宅ローン金利の低下傾向もあって戸建て住宅の販売が想定以上に増えた。売上高は27%増の1兆8591億円、営業利益は26%増の1571億円だった。MDC社の買収もあり、海外事業の伸びがけん引した。為替相場がドルに対して円安方向に推移したことも寄与し、海外事業の売上高は2.4倍の4846億円、営業利益も2.4倍の302億円だった。



米国で建売住宅を販売する戸建て住宅事業の売上高は3倍の3919億円、営業利益は9.4倍の132億円と大幅に増えた。MDC社の買収効果を除いても住宅販売が好調だった。米連邦準備理事会(FRB)が物価上昇を抑えるため実施した利上げに伴い、これまで住宅ローン金利が高止まりしていた。30年固定の住宅ローン金利(週平均)が住宅販売の好不調の分かれ目とされる7%を超えて推移し、積水ハウスの米戸建て事業も苦戦を強いられていた。

24年に入り「顧客が7%の住宅ローン金利に慣れた」(業界関係者)こともあって受注が回復し始めたほか、6月以降は6%台で推移している。FRBが9月半ばの会合で利下げに踏み切るとの見方もあり、住宅ローン金利に下落圧力がかかっている。

東京都内で開いた決算・経営説明会で仲井嘉浩社長は米住宅市場について「9月に(FRBが)金利を下げるのを待っている感じがする。潜在需要が顕在化すると一気に動き出す」と期待した。

11月の米大統領選で民主・共和両党の候補が住宅の供給増を打ち出していることについても「フォロー(追い風)だ」と指摘した。

国内で主に注文住宅を建設する事業の売上高は微減の2306億円、営業利益は10%増の207億円だった。鉄骨や木材など原材料の価格が高止

まりしているものの、太陽光パネルの設置など住宅の高付加価値化で利益率が改善した。

人口減に伴い、国内の注文住宅市場は縮小が続く。国土交通省によると23年は注文住宅に相当する「持ち家」の着工戸数が22万4352戸と、22年比で11%減少した。10%以上の減少は2年連続で、今後も大幅な回復は見込めない。

積水ハウスは建物の価格が5000万円以上の高付加価値住宅が多い。そのため「棟数が減っても金額は落ちない工夫をしている」という。

また、東京都国立市に建設していた分譲マンションの解体に伴い、24年2~7月期に営業外費用として約10億円を計上した。富士山の眺望に影響を及ぼすとの声が上がった。7月の引き渡し開始を前に解体を決めていた。

仲井社長は「富士山は

日本にとって特別な存在と認識している。事業を中止したことは間違っていないと思うが、決断が遅く様々な方にご迷惑をおかけしたのは申し訳ない」と話した。この物件は地上10階建て、総戸数が18戸で、23年1月に着工した。JR中央線の国立駅から南西に延びる富士見通り沿いに立地していた。

# 賃上げ「追い込まれ」色濃く

## 24年労働経済白書

厚生労働省は6日、2024年の労働経済の分析(労働経済白書)を公表した。日本は米国と比べて、人手不足が賃金の引き上げをもたらす効果が大きく、生産性改善の影響は小さかった。人口減少に伴って働き手の不足が深刻となり、人材確保のために企業がやむなく賃上げに追い込まれているという構図が浮かび上がる。

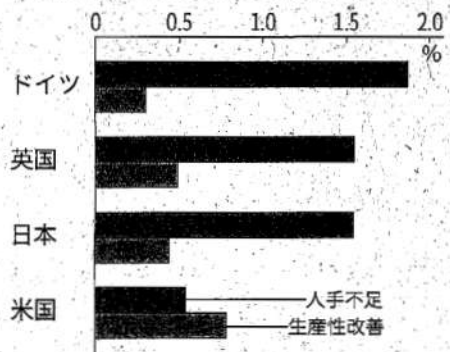
## 日本、中小の人手不足深刻 米は生産性向上を反映

日本と米国、英国、ドイツの4カ国を対象に、01〜22年における企業の人手不足感を示す欠員率と名目賃金の上昇率の関係を調べた。欠員率が1%上がったときの名目賃金上昇率はドイツが1・87%、英国が1・55%、日本が1・54%だったのに対し、米国は0・45%にとどまった。

米国は人手不足よりも、企業の生産性の方が賃金に影響を及ぼしていた。01〜22年に名目の生産性が1%改善したときの賃上げ率は米国が0・

78%と最も高く、英国は0・49%、日本は0・44%、ドイツは0・3%だった。厚生労働省の担当者は「米国内にはIT(情報技術)分野など成長産業があるので、生産性の方が賃金に影響しやすいのではな

日本の賃上げは人手不足要因が強い



(注)2001〜22年のデータで厚労省作成。人手不足は欠員率、生産性改善は名目生産性上昇率が1%上がった場合に名目賃金上昇率へ与える影響

いか」(政策統括室)とみる。

米国は移民が新たな労働力となり、企業の新陳代謝も進む。生産性向上によって賃金上がる循環が起きている。日本は米国とは対照的で、生産性向上が賃金に反映されにくく、企業が人手不足対策でやむを得ず賃上げをしている。

日本商工会議所の6月公表の調査では、賃上げする中小企業の59・1%が業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」だと答えた。2月に公表した調査では、防衛的賃上げをする理由でもっとも多かったのが人材の確保や採用だった。

白書のデータからも、企業における人手不足感の高まりが見て取れる。リーマン・ショック直後の09年に0・6%まで下がった欠員率はその後上昇に転じ、23年には2・8%と1993年以来30年ぶりの高さとなった。2012年と23年の欠員率を業種別に比較するとサービス業を中心に上昇しており、特に中小企業ほど人手不足が深刻だ。

ハローワークにおいて新規求人数に対して実際に採用できた割合を示す「充足率」はこれまでフルタイム労働者がパートタイム労働者より高かったが、18年に逆転した。アルバイトやパートよりも正社員を確保しにくい状況になっていることを示している。

白書では短期的な人材が足りなかったこれまでと比べ、10年代以降は人手不足が「長期かつ粘着的」になっていると指摘した。少子高齢化による人口減少で、働き手の数は今後さらに減る。人手不足が賃金に影響しやすい日本では「欠員率の高まりに応じて、高い賃金上昇率が実現していく可能性がある」という。

# 7月消費支出、0.1%増

食料・  
電気代は減

総務省が6日発表した7月の家計調査によると、1世帯（2人以上）当たりの消費支出は29万931円で、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比0・1%増加しました。プラスは3カ月ぶり。変動の大きい設備修繕・維持の増加が大きく効いたものの、食料や電気代などは生活の切り詰めで減少。消費全体が盛り上がりや欠き、定額減税や賃上げの効果はほとんどありませんでした。

項目別では、リフォーム

時の設備器具などを含む設備修繕・維持が34・6%増。パリ五輪・パラリンピック観戦需要からテレビが74・2%伸びました。このほか国内パック旅行費が47・0%、外国パック旅行費が62・6%それぞれ増加し、プラスに寄与しました。

一方、食料は1・7%減少しました。牛肉や豚肉よりも価格が低い鶏肉の購入が増え、肉類は5・7%マ

イナスでした。  
光熱・水道は4・6%

減。政府による電気・ガスの負担軽減策がいったん終了した影響で使用量が抑えられたとみられ、電気代は6・2%減少しました。バイクなどを含む自動車等関係費は7・2%減でした。勤労者世帯の実収入は5・5%伸びましたが、預貯金が9・1%増加。総務省は「収入ほど支出が増えておらず、貯蓄に回っている部分もある。支出先を選びながら（お金を）出している」（担当者）と分析しました。

# 道路拡幅や橋梁耐震化推進

## 柏崎刈羽原発の避難対策

政府

政府は6日、東京電力ホールディングス(HD)の柏崎刈羽原子力発電所(新潟県)の再稼働を目指して開いた関係閣僚会議で、避難の実効性向上策として、インフラ整備を推進する方針を確認した。道路未改良区間の拡幅や橋梁の耐震化、土砂災害警戒区域のり面對策などを進める。国土交通省など関係省庁と新潟県による協議の枠組みを整え、対応を検討する。除排雪体制の強化、屋内退避施設の整備にも取り組む。実効性向上策は地元要望

を受けた措置で、避難路の整備、除排雪体制の強化、放射線防護対策を施した屋内退避施設(シェルター)整備の強化が柱。避難路整備は協議の枠組みに経済産業省、内閣府が入る。原子力災害に備えた緊急防護措置を講じるおおむね30キロの区域(UPZ)の外に避難する経路を、6方向の放射状に整えるのに必要な措置を講じる。予算は「地方負担を極力少なくする(政府関係者)方針で、全額国費負担となる可能性もある」。

除排雪体制は内閣府や経産省、東電HDが連携し、急勾配区間に消融雪施設や監視カメラを設置したり、除雪車両を増強したりする。地域レベルの対応が困難になった場合は、警察、消防、自衛隊が支援するといふ。シェルターは、これまでおおむね10キロ圏内としていた対象範囲を、UPZのおおむね30キロ圏内に拡大する。施設の空調対策、維持管理などの予算を内閣府が確保した上で整備する。設置箇所など詳細の検討を始

める。

会合で岸田文雄首相は避難対策を巡る十分な説明と情報発信とともに、「対策の充実強化、速やかな対応」を指示し、政府を挙げて対応するよう求めた。

閣僚会議では、経産省が東日本エリアは電力供給の約8割を火力に依存する中で、火力電源の約9割が東京湾岸や太平洋沿岸に集中する現状を報告。老朽化対策、災害対策の必要性和電力需要の増加から、需給構造の脆弱(ぜいじやく)性を指摘した。電力消費の大きいデータセンターや、半導体工場の立地に伴い、脱炭素電源を確保することの重要性も強調した。

# 建設業の給与9.1%増

厚労省、7月の勤労統計調査結果・速報値

厚生労働省がまとめた7月の毎月勤労統計調査の結果(速報値)によると、建設業の就業者に支払われた月間現金給与総額(1人当たり平均)は前年同月比9・1%増の54万3435円だった。常用雇用労働者総数は0・0%増の253・

4万人、月間総実労働時間は0・1%減の162・1時間だった。調査は5人以上の事業所が対象。

建設業就業者の現金給与総額のうち、固定給の「所定内給与」は4・3%増の34万3680円、残業手当などの「所定外給与」は1・9%減の2万3746円、賞与に当たる「特別に支払われた給与」は23・5%増の17万6009円だった。

建設業の常用雇用労働者の入職率は0・28%上昇の1・23%、離職率は0・06%上昇の1・20%だった。総実労働時間は所定内が0・0%増の148・5時間、所定外が0・7%減の13・6時間、出勤日数は0・1日増の19・6日だった。

## 価格転嫁率 建設業は43.7%に上昇 帝国データ、7月調査結果

帝国データバンクが7月に行った調査によると、コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す「価格転嫁率」は全産業平均で44・9%と、前回調査(2月)から4・3%上昇した。建設業は5・7%上昇の43・7%と転嫁が進んでいるが、自由回答では「一部しか価格転嫁ができない」との声が上がっている。

▽建材製造業49・2%(前回調査比5・8%上昇)▽建材卸売業62・4%(3・2%上昇)▽建設業43・7%(5・7%上昇)▽不動産業30・7%(6・8%上昇)となった。

自社の主な商品・サービスについて、コストの上昇分をどの程度転嫁できているかの質問では、「多少なりとも価格転嫁できている」と回答した企業は全産業で78・4%と約8割を占めた。

内訳は「価格転嫁率が」5割以上8割未満」が20・2%で最も多く、次いで「2割未満」が19・6%、「2割以上5割未満」が18・6%、「8割以上」が15・5%、「すべて転嫁できている」が4・6%。一方、「全く価格転嫁できない」企業は10・9%と1割を超えた。

建設業の価格転嫁率は▽2022年12月調査36・0%▽23年7月調査40・8%▽24年2月調査38・0%▽同7月調査43・7%と推移。徐々に転嫁が進んでいる。建設のサプライチェーン(供給網)別に価格転嫁率(今回調査)を見ると、

## 建設業は17・6%減

帝国データ調べ  
8月の企業倒産

帝国データバンクが発表した8月の全国の企業倒産件数は746件となり、28カ月連続で前年同月を上回った。8月としては、過去10年の調査で最も多かった。建設業は122件となり、前年同月比で17・6%減った。全7業種では3番目に多かった。内訳は職別工事

業63件(14・9%減)、総合工事業39件(18・8%減)、設備工事業20件(23・1%減)だった。

物価高による倒産が64件あり、過去最多のペースで増え続けている。このうち13件が建設業だった。十分な価格転嫁ができず経営破綻する「値上げ難型」が多く、64件のうち12件を占めた。

地域別の倒産件数では、東北、北陸、中部、近畿、

四国の5地域で前年同月を上回った。四国は6件増の18件で、前年同月比で50・0%増加した。負債総額は927億59百万円(6・8%減)となり、2カ月ぶりに前年同月を下回った。

倒産29ヵ月ぶりマイナス 8月5%減の723件 価格転嫁が浸透

東京商工リサーチは9日、負債額1000万円以上の企業倒産が8月に前年同月比5%減の723件だったと発表した。建設業や運輸業などで価格転嫁が進んだことが企業業績の下支えにつながり、29ヵ月ぶりに前年を下回った。年末に向け、金利上昇による利息負担増などで倒産が再び増加に転じる可能性がある。

今後について東京商工リサーチの坂田芳博情報部課長は「物価高や借入金利の上昇をはじめ、コストアップ圧力は強まっている」と指摘する。「9月以降、倒産は増減を繰り返しながら再び増勢を強める可能性が高い」とみている。

8月の倒産件数を産業別にみると、全10産業のうち、5分野で前年同月を下回った。資材価格や燃料費の高騰の影響を受けてきた建設業は23%減の121件、運輸業は32%減の25件となった。い

# 倒産29ヵ月ぶりマイナス

## 8月5%減の723件 価格転嫁が浸透

ずれも今年で最も少ない件数を記録した。倒産が減った背景には、原材料費などの値上がり分を価格に転嫁する動きの広がりがある。

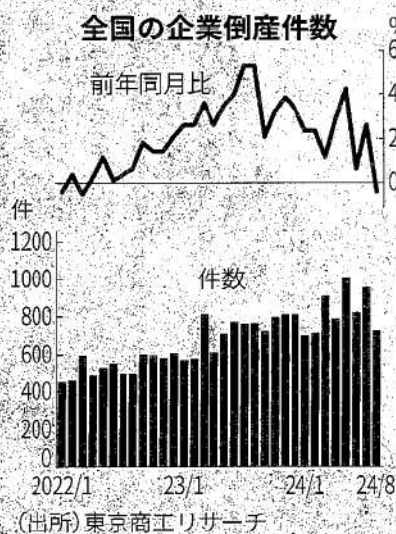
「物流の『2024年問題』の後押しもあり、取引先との交渉がスムーズにいくことが多い」。価格転嫁に関する帝国データバンクの7月の調査では愛知県の運輸・倉庫企業の経営者からこんな声が上がった。

約2万7000社を対象にしたこの調査では、コスト上昇分をどれだけ

昇にしようとしたかを示す「価格転嫁率」は44.9%だった。2月の前回は、原材料費などの値上がり分を価格に転嫁する動きの広がりがある。3割改善した。運輸・倉庫業は7.1%改善し34.9%となった。物流業と建設業で4月から時間外労働の上限規制が始まったことで、価格交渉が円滑に進む事例が増えてきたという。建設業も43.7%と、5.7%改善した。

都内の信用金庫の営業担当者も「労務費や原材料費、エネルギー費の上昇に対し、価格転嫁が進

の経営環境は厳しい状況が続いている。規模別に見ると、倒産件数全体に占める従業員10人未満の1011件を上回るペースで推移している。



## 年末に向け再び増加も

今年に入ってから最も高くなつた。特に5人未満の企業が551件と多かった。

「年末にかけては企業が受けた融資への利払い費の負担増が経営環境を厳しくし、倒産が増える公算が大きい」。

8月の倒産件数が抑えられたのは、政府の新型コロナウイルス関連の資金繰り支援策が6月に原則終了する前に駆け込み申請し、当面を乗り切ることを受け、多くの金融機関が9月に貸出金利の基準となる短期プライムレートが0.15%引き上げられたことによる。帝国データバンクは借入金利が0.5%上昇した場合、1社あたり年平均136万円の利息負担が生じると試算する。

兵庫県の斎藤元彦知事がパワハラ疑惑などを内閣府が発令した問題を巡り、兵庫県議会の維新の会は9日、斎藤氏に辞職を申し入れた。12日に自民党なども辞職を求める予定だが、斎藤氏は応じない姿勢を貫く。各会派の不信任決議案への対応が焦点となる。

維新の県議らは9日、斎藤氏の辞職と出直し知事選で民意を問うよう申し入れた。維新は疑惑の事実解明を優先すべきだとの考えを強調してきたが、県議会調査特別委員会（百条委員会）による証人尋問を踏まえ、斎藤氏の説明は不十分だと判断した。

日本維新の会の藤田文武幹事長は9日、国会内で記者会見し「県政の停滞を招いている。出直し選挙で県民の信を問うのが適切だ」と述べた。自民や公明党など、維

# 兵庫知事 全会派が辞職要求

## 議会、維新申し入れ 本人は応じぬ姿勢



### 不信任案提出の動き

新を除く全会派と無所属議員は12日に辞職するよう申し入れる。全会派が一致して辞職を求める形となる。

斎藤氏は9日に「申し入れは重く受け止めるが、県民の暮らしを支える施策を進めるのが大事。3年前の選挙で負託を受けており、自分がどんな道を進むかは自分が決める」と強調。続投する考えを繰り返した。

経済界も斎藤氏と距離を置き始めた。斎藤氏の後援会組織「ひょうごを前に進める会」の尾山基代表幹事（アシックス・シニアアドバイザー）が辞任したことがわかった。

不信任決議案は、県議会の全議員が出席した場合、可決には65人の賛成

が必要。可決されれば、知事は議会の解散か失職を選ぶ。議会を解散した場合、県議選後初の県議会でも不信任決議案が提出され、過半数の賛成で可決されれば、知事は失職する。

不信任決議案は、立憲民主党系の県議らでつくるひょうご県民連合が19日開会の県議会9月定例会に提出する方針だ。維新は自民とともに21年の知事選で斎藤氏を推薦したが、藤田幹事長は「不信任決議案が出れば賛同せざるを得ない」と踏み込んだ。

最大会派の自民も提出を視野に入れる。裏金問題などを受け選挙は避けたいという県議は少なくないが「不信任案もやむなし」という雰囲気になりつつある（県議団幹部）。他会派から「自民も提出に向けて8合目くらいまで来た」と出直し知事選に臨むよう伝えた。斎藤氏は「応じなかった」という。

第3会派の公明は「辞職を求める以上、不信任に関してもそれなりの覚悟がある」（県議）という。自民が動けば決断する可能性がある。

当初、不信任決議案可決のハードルは高いとみられていたが、各会派とも辞職要求で一致したことで状況が変わりつつある。

維新・吉村氏も辞職を求める

7日に電話

日本維新の会の吉村洋文共同代表（大阪府知事）は9日、兵庫県の斎藤元彦知事に辞職を求めたと明らかにした。7日に電話で協議し「間違っていない」と認めて謝って、職を辞して県民の皆さんに問うべきだ」と出直し知事選に臨むよう伝えた。斎藤氏は「応じなかった」という。

# 実際に活用される基準に

## 中建審に標準労務費WG

基本方針で合意

改正建設業法で規定された「労務費に関する基準（標準労務費）」の作成や運用に向けた検討が本格的に始まった。中央建設業審議会（中建審）の下にワーキンググループ（WG）を設置し、10日に東京都内で開かれた初会合  
「写真」で議論の前提となる基本方針について委員間で合意した。具体的な金額設定など基準作成の議論に終始せず、実際に契約当事者間で活用されるよう運用面に重点を置く。

### 「2面に関連記事

WGの設置は、改正業法の一部規定が1日施行し中建審に標準労務費の作成・勧告権限が付与されたことを受けた措置。建設工事の発注者・受注者、元請・下請といった立場が異なる委員で構成する。利害関係から生じる目線の違いを踏まえ、国土交通省は会合で、標準労務費の▽目的▽活用・運用▽作成の三つの観点から基本方針案を提示。まずは検討の方向性で認識を共有し、次回から個々の論点を詰めていく。

標準労務費の活用方法を分かりやすく示し、中小事業者や一人親方も含む契約当事者にあまねく理解・活用してもらうことで運用面の実効性を高める。具体的な基準の作り込みでも「正確さ」よりも「使いやすさ」

を重視。現行の契約実務に沿って1トや1平方メートルといった単位施工量当たりの金額で設定することを基本とし、工種や規格の違いによる細分化は最小限にとどめる。これにより標準労務費に基づく見積もりと書面での契約を業界慣行とする。

制度の理解・活用を一方的に周知するのではなく、業界団体と連携した活用促進に取り組む。下請による技能者への賃金の支払いを担保する方策も同時に措置。建設Gメンなどによるルール順守の検証を通じ、まじめな事業者や発注者が不利益を被らないようにする。

適切な労務費・賃金の目安は、公共工事設計労務単価に相当する賃金を支払うための原資が行き渡る水準

とする。生産性向上のインセンティブが失われない仕組みとし、労務費の低減によるコスト競争の余地を残す必要性も確認。設計労務単価を基礎とした労務費の行き渡りと賃金の支払いを前提としつつ、受注者が物的労働生産性（単位時間当たりの施工量）を向上させ労務費を下げた場合、その分を競争力として発揮できるように工夫を講じる。

最初から完全な基準を目指すのではなく、いったん公表した後でも必要に応じて修正を加える「アジャイル（俊敏な）」の考え方を取り入れる。すべての職種・工種で一斉に作成するのではなく、準備が整った職種から順次、検討する考え。各専門工事業団体などと意見交換を別途実施し、WGに成果を反映させていく。

中建審標準労務費WG

| 「労務費の基準」の基本方針（要旨） |              | （国交省資料を基に作成）                                    |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------|
| 労務費基準の目的          | 有効性確保の方向     | 適正水準の労務費が建設取引のすべての段階で確保され、技能者の賃金として行き渡ることを目指す   |
|                   | 契約時          | 契約当事者が参照できる労務費の相場観として機能し、行政が指導監督する際の参考指標として活用   |
| 活用・運用の方針          | 契約後          | 活用方法を分かりやすく示し、労務費基準に基づく見積もりと書面での契約を業界慣行としていく    |
|                   | 行政の検証        | 労務費・賞金支払いのコミットメント、賞金行き渡り状況の調査などの手段も用いて行き渡りを担保   |
| 作成の方針             | 適切な労務費・賞金の水準 | 処遇改善の実施状況調査、改正業法に基づく規制的手法を効果的に用いてルールを浸透・定着      |
|                   | 作成時の仕様       | 公共工事設計労務単価を基礎に計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡る水準で設定  |
| 施行への時間軸           |              | 中小事業者や一人親方でも使いやすい仕様で作成                          |
|                   |              | 技能者の職種別に単位施工量当たりの金額での設定を基本に、工程や規格の違いによる細分化は最小限に |
|                   |              | 適切な労務費・賞金確保を前提に、生産性（単位時間当たりの施工量）の部分での競争の余地は残す   |
|                   |              | 必要に応じて修正を加える「アジャイル型」の考え方で検討・実装する。職種別に順次検討を進める   |

入契制度見直しも同時対応を建設業団体など意見表明

中央建設業審議会（中建審）の下に設置した「労務費の基準に関するワーキンググループ（WG）」の初

めた「労務費に関する基準（標準労務費）」の作成や運用に向けさまざまな立場の委員が意見を表明した。建設業団体の代表者からは、適切な労務費・賞金の行き渡りには公共工事の入契契約制度の見直しなど関連制度と連携した取り組みが必須との意見があった。

Ⅱ 一面参照

冒頭、国土交通省の平田研不動産・建設経済局長は、建設工事を巡る利害関係者間で「担い手確保のためパートナーシップを改めて共有する」というWGの狙いを説明。その上で「新しい商慣習が建設業で根付き、実際に現場で働く人の処遇が改善していく良い循環をつくりたい」と呼び掛けた。

意見表明の場で岩田正吾建設産業専門団体連合会会長は、担い手確保のため処遇改善が早急に求められる現場実態に触れながら「議論が停滞して前に進まなくなるのではないかな。最初から完成形を目指すのではなく、進めながらブラッシュアップして質上げていく考えを持ってほしい」と訴えた。

現行の入契制度では落札率に応じて公共工事設計労務単価が割り引かれるため、設計労務単価相当の賃金の原資確保に疑問を呈する声があった。荒木雷太岡山県建設業協会会長や土志田領司全国中小建設業協会会長が、標準労務費の運用と入契制度の見直しを同時に進めるよう強く要望した。荒木氏は建設Gメンの早期運用と、技能者に支払

われた賃金を確認する制度の具体化も求めた。

白石一尚日本建設業連合会人材確保・育成部会長は実効性の課題に言及し、建設キャリアアップシステム（CCUS）のレベルに応じた処遇確保への具体的な方向性を整理する必要性などを指摘。民間発注者に近い立場の委員からは、末端の技能者の賃金まで発注者が確認するのは難しいとの声があった。

WGの委員は次の通り。

- ▽青木富三雄（住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長）▽荒木雷太（岡山県建設業協会会長・全国建設業協会元副会長）▽岩田正吾（建設産業専門団体連合会会長）▽榎並友理子（日本IBM執行役員公共事業統括部長）▽恵羅さとし（法政大学社会学部准教授）▽太田清（三菱地所住宅経営部次長）。
- ▽大森有理（弁護士）▽小澤一雅（政策研究大学院大学教授）▽楠茂樹（上智大学法学部教授）▽小沼豊（松戸市建設部長）▽小林秀行（東京都財務局技術管理担当部長）▽佐藤あいさ（パシフィックコンサルタンツ事務管理センター副センター長兼人事・総務労務室長）▽白石一尚（日本建設業連合会人材確保・育成部会長）▽土志田領司（全国中小建設業協会会長）▽西野佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）▽長谷部康幸（全国建設労働組合総連合賞金対策部長）▽堀田昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）▽前田伸子（日本建築積算協会専務理事）▽丸山優子（山下PMC社長）▽渡邊美樹（都市再生機構本社住宅経営部次長）。

# IR「撤退権」放棄を発表

## 事業者 大阪万博中も工事続行

2030年秋ごろに大阪市でカジノを含む統合型リゾート（IR）の開業を目指す「大阪IR株式会社」は10日、違約金なしで事業から撤退できる権利「解除権」を放棄したと正式に発表した。観光需要の回復などの前提条件が満たされていると判断した。事業継続の姿勢を明確にする狙いもある。

9月末にもインフラなどの準備工事に着手し、25年春ごろに施設の建設工事を始める。大阪府・市によると、23年9月に締結した「実施協定」に基づき、6日に大阪IRから解除権を失効させる旨の通知があり、10日付で確認書面を交わした。

一方、政府は同日、首相官邸で25年国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者会合を開き、25年4月10日の万博会期中も隣

接地でのIR建設工事が継続することを確認した。岸田文雄首相や斎藤健経済産業相のほか、日本国際博覧会協会の十倉雅和会長（経団連会長）や大阪府の吉村洋文知事が出席した。

十倉氏らが騒音や景観悪化への懸念を示していた。吉村氏は対応策として杭工事の実施時期を約2カ月先送りし、200台超の大型重機が稼働す

るピーク期を閉幕後に持つてくることなどを説明。会場に近い施設本体の工区は杭工事の開始時期を25年6月から8月ごろにずらすとした。

協会や国、府・市、事業者、工事施工者らによる連絡調整会議を新たに立ち上げる。会期中も対策内容について調整するほか、工事による悪影響が生じていないか確認する。

## 所論緒論

自民党の総裁選(12日告示、27日投票)が大混戦となっている。政治とカネの問題で派閥がほぼ解消された影響もあってか、若手からベテランまで立候補者が乱立し、本稿執筆時点では、誰が自民党総裁の座を射止めるのか、全く予測ができない。

総裁選で若手候補として注目される小林鷹之氏と小泉進次郎氏が8月中旬に能登被災地を相次いで視察したことが話題になった。その能登半島地震。あと数カ月で発災から丸1年となるが、想像以上に復旧・復興が進んでいない。内閣府によると、8月21日時点で、死者は341人(うち災害関連死112人)以上、避難所数は106カ所、避難者数は869人と自宅に帰れない方もまだ多い。

その中でも見逃せないのが、公費解体の問題である。同12日時点で、申請2万6003棟に対して完了したのは2594棟と、まだ10%にとどま

杉岡 秀紀

福知山公立大学  
地域経営学部准教授

## 能登半島地震から考える公費解体と空き家問題

筆者も7月に石川県の輪島市を訪問したが、正体ができるといっていい。しかし、周知が行き届いていないのか、先のような数値にとどまっています。

も特に見逃せないのは賃貸・売却用や別荘などを除いた長期にわたって不在で使用目的がない「放置空き家」の存在である。日本では5・9%、38万5千戸に及ぶ。こうした空き家は建物の劣化が進みやすく、悪臭・害虫の発生、景観の悪化、放火や倒壊などの恐れがある。また、都道府県別に見た

省によると、時間を要する申請受け付けや工事前調整、需要に対して供給が追いつかない解体工事体制、解体廃棄物の仮置き場不足などが挙げられるという。しかし、悩ましいのは共有者全員の同意取得の困難さである。すなわち空き家が増え、所有者が不明だったり、相続登記がなされていなかったりして、関係者全員の同意が得られないという。この問題については、5月末に法務省と環境省が連名で事務連絡を発出し、関係者全員

場合、東京都が最も多く、全体の1割を占める。空き家問題以外にもわが国には悩ましいことがある。それは三方を海に囲まれる「半島」が能登とあわせて日本全国に23地域もあるという事実であり、災害があってもしなやかに回復できるレジリエントな地域づくりのためには、行政や建設業界は、今回能登半島で起きるものの意思や活力が

空の家問題についてはもう少し掘り下げておきたい。総務省によれば、全国で約900万戸もの空き家があることが分かっている。これは住宅全体の13・8%に当たり、1998年時点の空き家数の2倍、前回調査(2018年)よりも約51万戸増えている。空き家率で言うと、和歌山県と徳島県が21・2%と全国で最も高く、山梨県(20・5%)、鹿児島県(20・4%)、高知県(20・8%)と地方都市が続く。そして、空き家の中で

も起り得ると考える

は、日本列島のどの都市でも起り得ると考える

は、日本列島のどの都市でも起り得ると考える

# 要求実現へ地域共同強化を

## 国土交通労組が定期大会

国土交通労働組合  
(国公労連加盟)は8、

9両日、横浜市で定期大会を開催し、1年間のたたかいを総括し、今後1年間の運動方針を決定しました。

討論では、今年の人事院勧告について、俸給表は若年層で改善された一方、中高年層の改定率では物価高騰分を補えていないことが指摘されました。寒冷地手当の見直しによる不支給地域の拡大や「給与制度のアップデート」では、地域手当や扶養手当の見直しによる不利益変更が生じるなど、勤務地や家族構成で賃下げとなることは許すことはでき

ず、撤回を求める運動を確認しました。

人員不足により経験や知識・技術が継承できず、国民の安全・安心が脅かされるなか、政府が狙う5年間で5%の定員削減強行を撤回させることを確認。必要な要員確保にむけて体制拡充署名を軸に、国民の理解と共感を広げる運動をすすめるとなりました。

政府が自衛隊などの要望に基づき、「特定利用空港・港湾」の指定を行っていることについて、自らの職場が攻撃対象とされ、戦争への加担を強いられることは許すことはできないとして、国民のい

のちと生活をまもる国民的運動に結集する決意が語られました。

1月の羽田航空機事故で、事故調査の結果を捜査機関が証拠として採用することは真の再発防止を妨げているとして、個人責任を追及させないとりくみをあらゆる産業の仲間と連帯して世論に訴えていくとしました。

国民本位の国土交通行政の確立と要求実現にむけた、組織強化拡大の重要性を集中的に議論しました。

選出された新役員は次の通りです(敬称略、すべて再任)。▽委員長▽山崎正人▽副委員長▽笹田保之、佐藤比呂喜、梶田昌義、後藤健二、横内義幸▽書記長▽後藤智春

# 1500円から1700円に 長崎・鹿児島

最低賃金は10月から順次発効する改定で、現行の全国加重平均1004円から51円引き上げられ、1055円になりました。ところが、物価高騰は続き、長崎、鹿児島両県の最低生計費を再計算したところ、生活に必要な時給は、5年で1500円から1700円以上へと上昇。最賃との金額差は拡大しています。

## 物価高など考慮

長崎、鹿児島県の県労連は、コロナ禍直前の2019年に最低生計費を調査しています。同調査は、組合員をはじめ労働者から生活パターンや所持品のアンケートを集め、生活必需品を積み上げて、月額や時間額に換算します。

25歳単身者を想定し、一般労働者の所定時間に

近い月150時間労働で、時給換算すると、長崎では、男性1499円、女性は1529円。鹿児島では、男性1584円、女性1593円が必要でした。

長崎の方が低額になるのは、交通手段として自家用車ではなく、路面電車の利用を想定し、交通・通信費が抑えられているからです。

5年後の今年、物価高騰や生活スタイルの変化を考慮して再計算に取り組みました。その結果、

長崎は男性1681円、女性1695円。鹿児島は男性1791円、女性1799円となりました。増加額は、長崎166円、鹿児島207円。年間30万〜37万円の上昇です。

## 最賃追いつかず

一方、最賃は5年の引

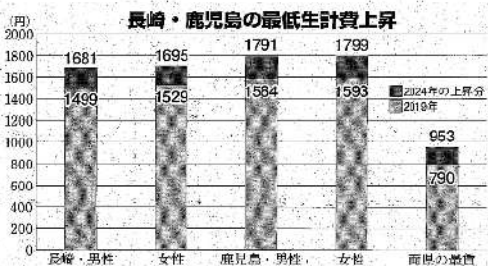
き上げで、両県とも790円から953円に、163円の増額にとどまります。最低生計費の上昇に追いついていません。

両県の県労連は、953円の答申額では生活で

きないとして、さらに大幅な積み上げをほり、全国一律1500円以上の実現に踏み出すよう求めて異議申し立てを行いました。

物価高騰による最低生計費の再計算は、全労連の地域組織が各地で取り組んでいます。東北6県では、16年調査の再計算を23年に発表。北海道は今年6月に発表。いずれも1500円程度から1700円程度へ上昇していました。最新の再計算は増加し、1800円に近付いています。

長崎・鹿児島の最低生計費上昇



32・2%増10・9兆円  
 国交省、7月の建設受注  
 民間建築が大幅増

国土交通省は7月の建設  
 工事受注動態統計調査の結  
 果を公表した。受注総額は  
 前年同月比32・2%増の10  
 兆8919億円。4カ月連  
 続で増えた。元請受注高は

7兆2121億円(前年同  
 月比33・4%増)。内訳は  
 公共工事が15・3%増の2  
 兆2245億円、民間工事  
 は43・5%増の4兆987  
 5億円だった。

公共工事のうち1件50  
 0万円以上の案件を発注機  
 関別で見ると、「国の機関」  
 は3・5%減の5264億  
 円となり、2カ月連続で減  
 少。「地方の機関」は26・  
 4%増の1兆6532億円  
 で、2カ月連続の増加とな  
 った。

1件5億円以上の民間建  
 築工事・建築設備工事は1

66・1%増の1兆651  
 7億円。発注者別では受注  
 額が多い順に不動産業が1  
 00・4%増の4613億  
 円、製造業が252・6%  
 増の3963億円、サービ  
 ス業が128・2%増の2  
 851億円。工場・発電所  
 や住宅、事務所の受注が好  
 調だった。

1件500万円以上の民  
 間土木工事・機械設置等工  
 事は0・3%増の6421  
 億円。4カ月連続で増えた  
 が、民間建築ほど伸びては  
 いない。発注者別では受注  
 額が多い順に製造業が23・  
 4%増の2260億円、電  
 気・ガス・熱供給・水道業  
 が21・7%減の1187億  
 円、運輸業・郵便業が3・  
 7%減の1056億円だっ  
 た。

# 23年度の横浜市内中小企業 工事契約額1.2%増 市、分離・分割発注など継続

横浜市は13日、2023年度の中小企業振興施策の取り組み状況を公表した。23年度市発注案件(工事、委託、物品)のうち市内中小企業の契約金額は約19億5300万円で、前年度と比べ2.4%増加した。このうち工事は14億9750万円(前年度比1.2%増)、委託が4億1600万円(3.0%増)となった。

市は引き続き大規模工事の分離・分割発注、小規模工事の市内中小企業限定入札実施などで受注機会確保に取り組む。技術修得型共同企業体の継続的な活用を進めるとともに、市内企業への技術移転状況に応じ、市内企業向け発注への転換を検討する。

市は10年4月に施行した

中小企業振興基本条例に基づき、市内中小企業の経営支援策を展開している。市内中小建設業者の受注機会増大に向けた取り組みでは、分離・分割発注事例などの情報を庁内のウェブサイトで共有。設計段階で分離・分割発注や、技術修得型共同企業体への発注検討を義務付けるなどの申し合わせも徹底している。

23年度に技術修得型共同企業体の適用実績は3件(土木、港湾、建築各1件)。契約金額は29億8700万円で、うち市内企業は11億9500万円。市内中小企業限定の一般競争入札(工事)は839件(総件数2137件)だった。

23年度末で施設整備段階にあるPFI事業は「横浜文化体育館再整備事業」

「本牧市民プール再整備事業」「環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業」の3件。これらのPFI事業者から市内中小企業への発注状況は件数で106件、金額は72億4600万円となっている。

# 技能者賃上げ 一層推進確認

## 担い手3法踏まえ発注者に指導を

斉藤鉄夫国土交通相と建設業主要4団体は17日に東京・霞が関の国交省内で意見交換会を開き、技能労働者の処遇改善や建設現場の働き方改革の取り組みを一層強化することを確認した。写真。2024年に「5%を十分に上回る」賃金上昇率を目指すという官民共同の目標達成に向け、各団体は賃上げに踏み切る会員企業の動向などを報告。6月成立の第3次担い手3法の措置内容を踏まえ、国交省による地方自治体や民間発注者への指導に期待する声が挙がった。

―2面に関連記事

### 斉藤国交相、建設業4団体が意見交換

意見交換会には日本建設業連合会（日建連）と全国建設業協会（全建）、全国中小建設業協会（全中建）、建設産業専門団体連合会（建専連）の4団体トップが参加した。24年の賃金上昇率の目標は、岸田文雄首相を交え首相官邸で開かれた3月の意見交換会の場で斉藤国交相と4団体トップで申し合わせた。時間外労働の罰則付き上限規制の適用を踏まえ、国交省と業界団体のそれぞれの立場で必要な対応に万全を期す（この）でも一致していた。

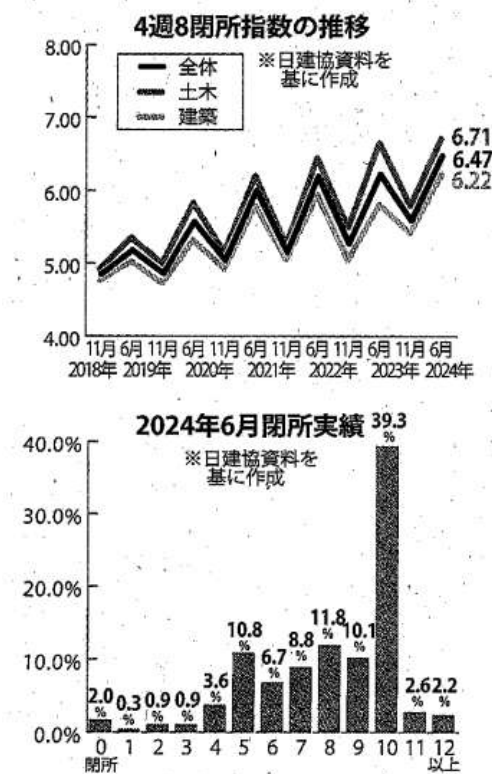
日建連の宮本洋一会長は「労務費見直し尊重宣言」や「適正工期確保宣言」の取り組みが広がり効果が表れているとしつつ、「賃金引き上げにせよ、適正な工期の確保にせよ、課題は民間工事」と指摘。3月改定の「工期に関する基準」や第3次担い手3法の措置内容が十分な効果を発揮できるとも、「（民間）発注者の方々にも適切に指導を」と訴えた。

全建は会員企業を対象とした直近の調査で、直用技能者の賃金と下請契約時の

対応するのは難しく「企業経営とは別次元で賃上げしなければ従業員の流出を防ぐことができない」と苦しい胸の内を吐露。第3次担い手3法が労働者の処遇改善や受発注者の対等な関係構築につながるとの認識を示しながら、自治体発注工事の入札契約時にも「労務費に関する基準（標準労務費）」の実効性を持たせる運用を求めた。

建専連の岩田正吾会長は標準労務費の「早期実装を待ち望んでいる」と期待。会員企業で「（適正な労務費を）もろって（賃金として）払う」という機運が高まっており、厳正な法運用のため「建設Gメンの活発な活動を」と訴えた。

各団体トップの発言を受け斉藤国交相は「官民一体で取り組みを進めていることが再確認できた」と総括。その上でダンピング受注を控えるとともに適正な下請契約に取り組み「技能者に適切な賃金がしっかり行き渡るようさらなる努力をお願いする」と述べた。



日本建設産業職員労働組合協議会（日建協、木浪周作議長）は17日、2024年6月に実施した「4週8閉所ステップアップ運動」の閉所実績を公表した。回答所日数は8・08日とともに

## 4週8閉所指数 6.47 で調査開始以来最高 日建協公表 6月実績 土曜閉所は二極化

18年11月の調査開始以来、最高値を更新した。一方、加盟組合別では最高値と最低値の差が約3・1日と前回調査（23年11月）の2・4日から広がり、土曜日の閉所で企業間の二極化が表れ始めている。

調査には加盟35組合のうち、31組合の全国3992作業所が回答した。土建別の閉所指数は土木6・71日（前年同期比0・06日増）、建築6・22日（同0・41日増）とともに過去最高を記録した。日建協は「4月からの時間外労働上限規制に

向けた改善の取り組みが表れた。新規着工では発注者と交渉しやすい土壌が出来上がってきており、土建ともに順調にステップアップできている」とした。

閉所日数の分布を見ると、6月の全ての土日を閉所した閉所10日以上の割合が44・1%に上った。閉所5日以下の割合は土木14・3%に対し建築22・7%となり、日建協は「依然として建築のほうが閉所にくい環境」として引き続き対策が必要と指摘した。

1カ月の総閉所数を作業所数で割った平均閉所日数は、過去最高の8・08日だった。加盟組合別の閉所指数は最高7・21日、最低4・11日。全作業所に対する8閉所以上の割合は最高83・9%、最低14・3%。10閉所以上

上の割合は最高65・8%、最低14・3%だった。全体として改善傾向を示したが、「組合・企業の土曜閉所の取り組みの結果は二極化の状況」（日建協）にある。

閉所が少ない工事や発注者を考察した項目では、大阪・関西万博関連工事や民間住宅、公益民間企業などが挙げられた。課題として受注時工期の厳しさや配置人数の少なさ、職人の給与水準の維持などの回答があったという。閉所0日の作業所は81カ所だったが、災害復旧工事を中心として「社会インフラを守る建設業の使命を果たすため、致し方がない面がある」（木浪議長）との認識を示した。閉所が少ない現場では、交代で休日を取得するなどして対応しているという。

# 工期確保へ見積書交付とリスク通知を

5年前の建設業法改正で「工期」の概念が業法に導入され、「著しく短い工期」による請負契約が禁止となった。時間外労働の罰則付き上限規制が適用され工期の適正化が一段と求められる中、今回の業法改正では工期ダンピングの規制措置を強化。発注者を含む注文者の行為だけでなく、新たに受注者による工期ダンピングも禁じる。下請や現場従事者へのしわ寄せにつながる工期不足が引き起こされない環境をつくる。

法改正に先立つ3月には中央建設業審議会（中建審）が「工期に関する基準」を改定した。上限規制の適用を踏まえ適正工期を確保した見積もりを受注者が提出し、その内容を発注者が確認、尊重するよう努めるとの規定を新設。受発注者の責務として見積もり段階で互いに求め

## 改正業法・入契法の運用の方向性 ④

改正業法を踏まえ工期ダンピング対策として注文者、受注者に求められる行為など

| 注文者                                            | 受注者                                                       |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 受注者の交付した「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務<br>【改正法で規定】  | 「材料費等記載見積書」（工程ごとの作業および準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務<br>【改正法で規定】 |
| 工期に影響を及ぼす事業で認識しているものは契約締結までに通知する義務<br>【現行規定】   | 工期に影響を及ぼす事業で認識しているものは契約締結までに通知する義務<br>【改正法で規定】            |
| 受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力<br>【改正法で規定】 | 工期に影響を及ぼす事業が発生した場合、工期変更の協議を提案可能<br>【改正法で規定】               |
| 工事を施工しない日や時間帯を定める場合は、その内容を契約書に明記<br>【現行規定】     | 工事を施工しない日や時間帯を定める場合は、その内容を契約書に明記<br>【現行規定】                |
| 通常必要と認められる期間に比べて著しく短い工期による請負契約の締結を禁止<br>【現行規定】 | 通常必要と認められる期間に比べて著しく短い工期による請負契約の締結を禁止<br>【改正法で規定】          |

（国交省資料から）

工期の見積もりと、その考慮が求められることを明確に打ち出す。

受注者には工事種別ごとの労務費や材料費を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務とし、この見積書に「工程ごとの作業およびその準備に必要な日数」の記載を必須とした。注文者には交付された見積書の内容を考慮するよう努力義務を課す。

これら結果として「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合、発注者には国土交通相などが勧告・公表の措置を取る。建設業者は注文者の立場だけでなく、受注者の立場であっても違反が認められれば指導・監督処分の対象となる。

3月改定の「工期に関する基準」は上限規制への対応に迫られた緊急措置的な意味合いが強い。それだけに改定案を議論した同月の中建審総会では、さらなる基準見直しの検討を求める声もあった。設計変更や設計未確定の場合でも適正工期が確保される在り方などが課題に上が

る。基準内容の具体化や実効性の確保に向けた検討が今後進む見通しだ。

た。られる具体的な行動を書き加えた。

改正業法でも契約当事者間で

材の入手困難や納入遅延など工期に影響を及ぼす事象について

Ⅱ 随時掲載

# 厳しい残暑、熱中症防ぐ

## 工期に算入、自治体の6割

建設現場で働く人の熱中症リスクを軽減するため、工期に猛暑日分を加える取り組みが公共工事を中心に広がっている。長崎県や大阪府が今夏から新たに導入し、自治体の6割が発注時に考慮しているとの調査もある。職業別の熱中症は建設業が最多。適切な工期の設定が労働災害を防ぐ上でも重要だ。

## 今夏、民間も対応進む

長崎県は7月17日に通知を出し、過去5年の猛暑日の平均日数を県が発注する土木工事などの工期に加えた。県の担当者「猛暑での作業は生命の危険もある。作業員の安全を考えた」と話す。

工事現場がある地域などの猛暑日の実績を考慮に入れる。例えば島原市では16日分、佐世保市では8日分を作業不能日として工期に盛り込む。すでに始まった工事も含め、実際の猛暑日が見込みよりも多かった場合は工期延長を申し入れることも可能にした。

国や自治体発注の工事を中心に、猛暑日を「作業不能日」として工期を設定する取り組みが広がっている。大阪府や沖縄県などでも7、8月、工期に関して同様の変更を行った。

一方、都道府県と政令都市の入札契約の担当者を集めた会議では、土木や建設、港湾などそれぞれの部署によって取り組みに差があるとの指摘も出た。学校の夏休みや農閑期など決まった期間に実施したい工事は考慮しづらい面もある。

取り組みは民間でも少しずつ広がっている。「作業を中断した日は8月までに5日以上あった」。中央自動車道の「渋滞名所」とされる小仏トンネルの北側に新たなトンネルを建設する現場で清水建設の南出英一所長は話す。同社は気温や湿度などで算出する暑さ指数(WBGT)が一定以上になると作業を中断している。

南出所長は「作業員を毎日無事に帰すのが我々の役割だ」と話す。

19年の建設業法改正で、著しく短い工期の設定が禁止された。猛暑日や降雪などを加味せずに極端に短い工期を設定すると、建設業法に基づき国から勧告を受ける可能性もある。

日本建設業連合会(東京・中央)でも猛暑日が多い7月から9月にかけて技能者の健康を確保するため、週休2日に加え、お盆の時期に連続した日程で工事現場を閉所するよう推進している。

建設業は4月から時間外労働の上限規制も加わった。建設現場の働き方に詳しい芝浦工業大の豊沢宏剛教授は、猛暑を加味した適切な工期設定は「命の危険から労働者を守ることにつながり、高齢化する現場や若手の離職を減らすためにも重要」と強調する。その上で「ロボット化などで猛暑下での人の作業を減らす必要もある」と話した。

(駒木梓)

# 「猛暑なら工事休み」広がる

工期への反映イメージ



猛暑日による作業不能日(例:10日分)

(注) 国交省への取材を基に作成

背景には国の勧告がある。国土交通省の中央建設業審議会は3月、「工期に関する基準」を改定し猛暑日を踏まえた工期設定をするよう明記した。国の公共工事は既に2023年度から猛暑日を織り込んで発注している。

国交省が今春に都道府県と政令指定都市を対象に行ったアンケートでは6割超の団体が猛暑を考慮した工期にしていると回答。横浜市など4団体

## 道路施設修繕

# 橋梁1万力所が未実施

国交省  
まとめ 小規模自治体で対策遅れ

全国の自治体が管理する道路施設で必要な修繕や撤去に着手できていない実態が、法定点検の結果で鮮明になった。橋は5年以内に修繕や撤去が必要だと判定された約6万力所のうち、約1万力所で対策に着手できていない。市区町村は対策の着手率が80%に届かず、人手不足や財政難が重くのしかかっている状況だ。

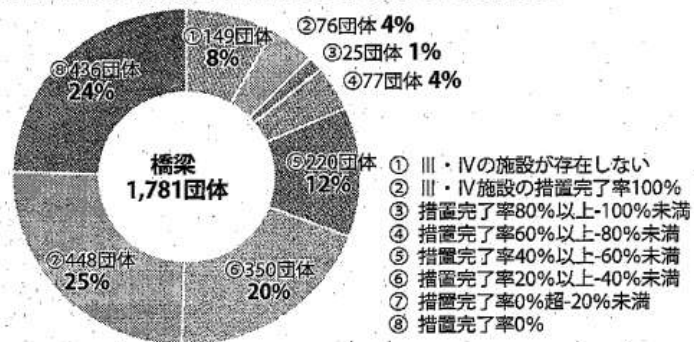
2012年に山梨県の中央自動車道笹子トンネルで起きた天井板崩落事故を契機に、道路管理者に対して5年に1回の定期点検が義務付けられた。14～18年度に1巡目の点検が完了。19～23年度の2巡目も点検がほぼすべて完了し、国土交通省が「道路メンテナンス年報」として結果をまとめた。

道路インフラのうち、最も修繕に着手できていないのは橋だ。1巡目の点検では自治体が管理する橋のうち、5年以内に修繕や撤去などの対策が必要な「判定区分Ⅲ」か「同Ⅳ」と診断されたのが6万0482カ所。このうち17%に当たる1万0353カ所では、2巡目の点検でも対策を実施できていないことが判明した。国交省と高速道路会社は管理する全施設で対策に着手済み。自治体の対策が遅れが際立つ結果となった。

自治体の中でも着手率に差がある。全体の52%が全ての橋で対策に着手している一方で、着手した橋が半数に満たない自治体が9%ある。管理者別に対策着手率を見ると、都道府県と政令市が92%に対し、市区町村は78%。規模の小さい自治体ほど対策に着手できておらず、財源と人員の不足が足かせとなっている状況が読み取れる。

対策に着手していても、完了までには時間がかか

2023年度末時点での修繕等措置が完了した自治体数



る。橋について「判定区分Ⅲ・Ⅳの施設がない」もしくは「必要な対策がすべて完了している」とした自治体は、23年度末時点で225団体で、全体の12%にとどまる。対策の完了率が20%に満たない自治体が全体のほぼ半分を占めている状況。

橋以外の道路インフラも対策が十分でない。自治体が管理するトンネルは1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと判定された3131カ所のうち、2巡目終了後も167カ所（5%）で対策に未着手だった。道路付属物も3737カ所のうち、223カ所（6%）で対策を実施できていなかった。

2巡目点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋の数は約5・6万力所。1巡目と比べ約1・3万力所減っており、定期的な点検が効果を発揮していると言える。さらに数を減らすには、着手率が低い自治体に対する予算や人員の支援が不可欠になる。国交省は補助制度や研修制度などを講じ、支援体制を強化していく。

態となっている。グラフ参照。

## 建設Gメン

# 補助員配置し効果的運用

## 国土省 不適正事案抽出手法確立へ

国土交通省は建設工事の取引実態の実地調査に当たる「建設Gメン」の効果的な運用に向け、建設業法違反が疑われる不適正な取引事案をあらかじめ洗い出す調査手法の確立を目指す。建設Gメンとして任命された地方整備局などの担当職員とは別に、その活動をサポートする「補助員」のような役割を設けることを検討。民間への業務委託などを通じた配置を想定する。建設Gメンそのものの人員増強を進める一方、限られたリソースを最大限生かす方策を講じ、違反行為の確実な取り締まりにつなげる。

改正業法の成立も踏まえ、2025年度予算の概算要求で業法の実効性の確保に向けた要求額を拡充し2億45百万円を計上。その一部として建設Gメンの活動強化に関する経費を盛り込んだ。

国土省は建設Gメンの増員も要求しているが、さまざま大幅に体制を拡充するのは難しい。改正業法に基づく行政対応が早急に求められる中、まずは取引実態を広く把握するため既存の書面調査となる「下請取引等実態調査（元下調査）」

の調査対象を24年度から前年度比2・5倍の3万業者に拡大。さらに各整備局に建設Gメンを補助する役割を設け、不適正な取引事案の抽出・精査を徹底することで現状のマンパワー不足をカバーする考えだ。

新たな法規制に伴う新たな取引ルールが現場で運用される過程で、従来以上に国などの許可行政庁への通報件数が増えることが見込まれる。そこで各整備局に設置している「駆け込みホットライン」とは別に、現場からの通報や相談に対応

する窓口をウェブサイトなどの形で新設することを視野に入れる。

建設業者などから寄せられた通報や相談の内容をAIなどを活用し「仕分け」するシステムの構築も併せて検討する。問い合わせ頻度が多い質問には自動的に回答したり、通報内容を精査し優先順位を付けたりする仕分け方法を想定。建設Gメンが直接対応すべき悪質な事案などの見落としを防ぐことで確実な対応を可能にする。

# 設備工種ひっ迫強まる

24年夏の労務需給 土木もやや不足 経済調査会

経済調査会(森北佳昭理事長)は、四半期ごとに実施している建設工事の労務需給に関するアンケートの最新結果を公表した。建築・設備工事関係の労務需給は全体的に逼迫(ひっ迫)傾向にあるが、建築関係工種では4カ月前の前回調査時から逼迫傾向がわずかに緩和した。設備関係工種は逼迫傾向が強い状況が継続しており、調査を開始した2年前から逼迫度合いが年々強まっている。土木工事関係も全職種で、現況と先行きのいずれも「やや不足」となっている。

アンケートは「建築・設備関係工種」と「土木工事関係」の二つに分け、7月中旬～8月中旬の工事受注と労務需給の状況を聞いた。建築・設備は全国主要11都市で38工種を対象に約420社が回答。土木は全国10地区で12職種を対象に約500社が回答した。

工事受注状況は建築・設備の全国平均で公共・民間工事ともに「不変」が大勢を占めた。都市別に見ると名古屋の公共工事が「やや減少」から「不変」に改善。大阪の公共工事、広島の間工事が「不変」から「やや減少」に落ち込み、那覇の公共・民間工事が「やや増加」から「不変」になった。土木は▽宮城▽新潟▽愛知▽大阪▽広島▽香川―の6地区で「やや減少」との見方が多い。福岡と沖縄は「やや減少」から「不変」にトレンドが変化した。

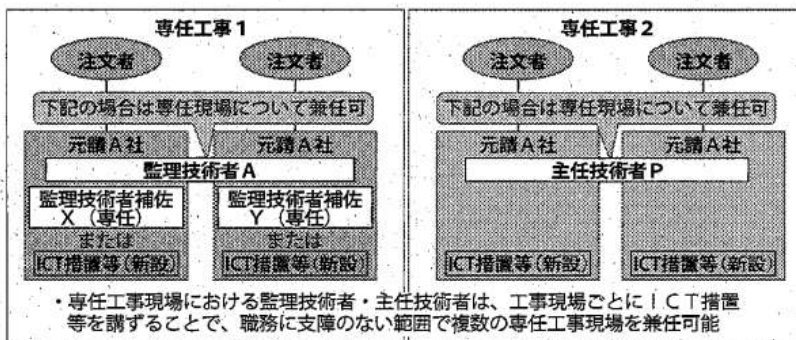
労務需給状況は建築・設備で▽鉄筋▽型枠▽左官▽設備工事全般(配管・給排水衛生・消火・保温・ダクト・昇降機・電気・情報通信)―の各工種の逼迫傾向が特に強い。これらの工種は3カ月後の先行きも厳しく見る。土木は地区別に見ても大多数が「やや不足」。宮城では「均衡」となったのが前回の7職種から3職種に減少し、不足感が高まった。北海道では6職種が「不足」となり、他地区より不足感が強い。

# 現場技術者兼任制度や負担軽減策が年内施行

建設現場で遠隔臨場などのICT活用が急速に進展し、現場技術者の働き方や管理手法が変化してきている。改正建設業法ではICTによる遠隔施工管理などを前提に、専任配置が必要な現場の兼任を許容する仕組みを創設。具体的な兼任の要件を政省令で規定した上で年内に施行する。これと同時にICTを活用した現場管理を特定建設業者などに努力義務化し、公共工事入札契約適正化法（入契法）の改正で施工体制台帳の提出義務をICTで代替可能とする。

監理技術者や主任技術者といった現場技術者の専任制度の見直しは、国土交通省の有識者会議「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」が2022年5月に策定した「技術者制度の見直し方針」に基づき措置する。専任技術者を必要とする請負金額4000万円（建築一式8000万円）以上

## 改正業法・入契法の運用の方向性 ⑤



専任工事現場の技術者兼任を可能とする仕組みのイメージ（国交省資料から）

5年前の法改正では監理技術者を補佐する制度を創設し、補佐する者を専任で置いた場合、専任現場の監理技術者に2現場の兼任を認めた。今回の法改正で兼任可能な制度のバリエーションが増えたことになる。さらに遠隔施工管理などの条件を踏襲する形で、営業所専任技術者

の工事現場のうち、同1億円（建築一式2億円）未満の工事を対象に条件付きで兼任可能とする方向だ。

見直し方針ではスマートフォンやウェブ会議システムを利用し音声と映像で現場の状況確認や意思疎通を行えるICT環境や、実務経験1年以上の連絡要員を配置したサポート体制などの要件化を提案。建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用などで日常的な施工体制を遠隔把握することも求める方向だ。これ以外に▽兼任可能は2現場▽現場間が1日に巡回可能な範囲▽下請次数が3次以内▽人員配置などの計画書の作成・保存などの条件設定を想定する。

による専任現場の兼任も可能とした。

建設現場の生産性向上を促すため、現場管理の効率化にも手を打つ。元請の特定建設業者と公共工事の受注者にICTを活用した現場管理を努力義務化する。特定建設業者には下請への指導も含めて努力義務化し、より幅広くICT活用を普及させていく。こうした措置を円滑に進めるための「指針」を国が作成し、情報共有システム（ASP）による元下間のデータ連携などの具体的手法を提示する予定だ。

公共工事で義務化されている施工体制台帳の写しの提出は、台帳作成が可能な入退場管理システムなどに発注者が直接アクセスして確認できる場合に不要とする。具体的な措置内容は省令で規定予定。CCUSの活用も念頭に置く。下請各社の情報を集約し台帳にまとめ、変更時にも都度提出するなどの業務負担が軽減され、元請の技術者の働き方改革につながる。

― 随時掲載

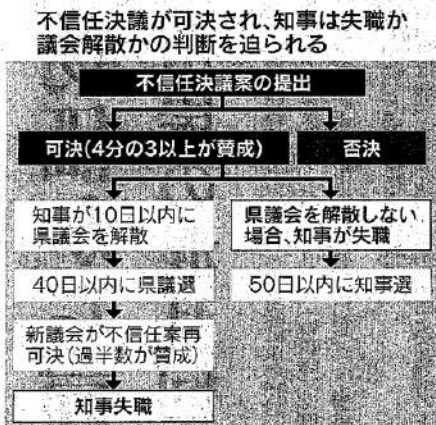
兵庫県の斎藤元彦知事がパワハラ疑惑を内部告発された問題は国政にも影響が及んでいる。2021年の知事選で斎藤氏を推薦した日本維新の会は対応が後手に回り政党支持率が急落し、地盤の関西でも逆風が吹く。自民党は次期衆院選をにらみ維新が席巻する大阪府で反転攻勢を繰る。(一面参照)

## 兵庫知事の不信任決議可決

# 対応遅れた維新 国政に飛び火

維新の支持率は下落が顕著だ。日本経済新聞社とテレビ東京の13、15日の世論調査で5%と直近で最も高かった6月の9%から4%下落した。地盤とする関西圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)での悪化が響いた。6月の22%から7月に19%に急落し、9月は12%だった。斎藤氏を巡る対応が遅れたとの見方は党内外で多い。維新は斎藤氏との距離の取り方でブレが目立った。疑惑が注目され始めた6月半ば、維新の県議会派は調査特別委員会(百条委員会)の設置に反対した。その後も委員会で事実関係の解明が進むのを静観する構えを取った。

## 関西でも支持率急落



8月の大阪府箕面市長選で地域政党、大阪維新の会の現職公認が初めて首長選に敗れると党内で危機感が強まった。吉村洋文共同代表(大阪府知事)は不信任決議案の提出を辞さない姿勢を見せたものの、尾崎伸幸代表らは斎藤氏の説明を聞いて判断する考えを崩さなかった。維新が辞職を求める方針に転じたのは、県議会の一部会派が不信任決議案の提出を決めた後だった。藤田文武幹事長は「判断が遅い」との指摘は真正面から受ける」と非を認めた。

維新の母体となる大阪維新の発足から15年近くがたった。21年衆院選は41議席を獲得し、議席数が4倍近くになった。23年統一地方選で地方議員は7割増えた。野党で最も政党支持率が高い時期もあった。足元で党のガバナンスが問われる場面が続く。先の通常国会では政治資金規正法の改正を巡る自民党との交渉が混乱し、衆院と参院で法案の賛否が変わる事態になった。12日には衆院東京15区の候補予定者が離党届を提出した。

自民党総裁選(27日投票)の結果次第では新首相が早期の衆院解散・総選挙に踏み切る可能性がある。斎藤氏は19日、不信任決議が可決されても態度を表明しなかった。維新にとっても問題は長引けばダメージが大きくなりかねない。次の衆院選と知事選や県議選が重なれば、維新にとって厳しい選挙になるとの見方がある。

関東選出の議員は「もっと早く辞職要求を決めておけば、国政へのダメージを抑えられた」と悔やむ。別の議員も「全国に飛び火している。立憲民主党などと選挙区調整しなければ衆院選は厳しい」と嘆く。

関西の議員も例外ではない。執行部は次期衆院選で大阪府の小選挙区候補者に比例代表の重複立候補を認めない方針だ。関西選出の議員は「今そんな余裕があるのか」と反発する。

立民代表選(23日投票)は維新との関係が争点になっている。野田佳彦元首相は選挙区調整を働きかけると強調する。藤田氏は18日の記者会見で協力の可能性を否定しつつ「話は聞く」と含みをもたせた。維新の党勢も行方を左右する。

自民、公明両党にも影響を与える要因となる。自民党も維新と同様に

21年知事選で斎藤氏を推薦した。パワハラ疑惑が浮上後、兵庫県連会長の末松信介参院議員は7月に事実上の辞職を求めた。「政治とカネ」を巡る逆風はあっても県知事問題による国政への打撃は小さい。

自民党は21年衆院選で大阪府内で候補を立てた全15選挙区で維新に敗れた。「改革」と言えば維新ではなく自民という新しい案を示す。18日に大阪府で開いた総裁選演説会では9候補から維新に奪われた地盤の奪還に意欲を示す発言が相次いだ。

公明党も大阪府と兵庫県で現職議員がいる6小選挙区で維新と初めて対決する方向だ。過去4回の衆院選は「大阪都構想」への公明党の賛同を得た維新が擁立を見送った。

維新は地方政治での実績をテコに国政での改革を唱えてきた。地方での対応ミスは痛手になる。

# 消費者物価 2.8%上昇

## 8月コメ上昇率は49年ぶり

総務省が20日発表した8月の全国消費者物価指数(2020年=100)は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が108・7と、前年同月比2・8%上昇しました。上昇は36カ月連続で、伸

び率は4カ月連続で拡大しました。品薄などでコメが約49年ぶりの高い上昇率となったことや、電気代の値上がりが押し上げに寄与しました。

主食用を含む米類が28・3%プラスで、1975年9月の49・5%プラス以来48年11カ月ぶりの上昇幅を記録しました。コメのほか原材料価格の上昇でチョコレートが12・7%伸びるなど、生

鮮食品を除く食料は2・9%上昇しました。

電気代は26・2%、都市ガス代は15・1%それぞれプラスとなりました。政府による補助金が、いったん終了したことが響きました。8月使用分(9月請求分)から補助金の支給を再開するため、上昇幅は今後縮小する見込み。ガソリンや灯油は前年同月比で下落に転じました。

生活実感に近い生鮮食品を含む総合指数は3・0%、生鮮食品とエネルギーを除く総合指数は2・0%それぞれ上昇しました。

# 地盤脆弱で複合災害

## 避難の難しさ浮き彫り

石川県能登地方を襲った豪雨は、1月の地震で地盤や川の護岸が脆弱になった地域に複合災害をもたらした。河川氾濫や土砂崩れが各地で発生し、死者や行方不明者も出ている。自治体は警戒レベルを通常より上げて対応したが、地震被災地における住民避難の課題も浮かんた。

停滞した秋雨前線に暖かく湿った空気が流れ込み北陸では記録的な大雨となった。河川の氾濫や浸水、土砂崩れが能登地方の広範囲で発生。石川県によると、22日午前時点で23河川が氾濫した。同日午後時点で土砂崩れなどによる通行止めは48カ所に上る。

甚大な被害をもたらした背景に、1月に最大震度7を観測した地震で河川や地盤が脆弱になっていった可能性を指摘する声は多い。

能登地方では損傷した河川の堤防や護岸の復旧作業が続いている最中だった。県の担当者も「本格的な復旧の工事には着手できていない」と話す。国土交通省の担当者も21日の臨時の記者会見で「堤防が損傷している箇所が多数ある。完全に復旧できていない箇所では、低い水位でも氾濫する可能性がある」と警戒を呼びかけていた。

県は護岸や堤防の損傷が目立つ県管理の9河川を対象に、避難の目安とする「洪水予報」を出す場合の基準水位(4段階)を1段階引き下げて運用して来た。今回の豪雨でも輪島市や珠洲市、能登町の5河川に適用し、早めの避難を求めた。

県の担当者は「被害の全容はまだ把握できていないが、完全に復旧していない河川から越水した場所もあったとみられる」と話す。

地震による地盤へのダメージも影響したとみられる。東京電機大の安田進名誉教授(地盤工学)は「元日の地震で斜面に亀裂が入るなどして、いつもより少ない雨でも土砂崩れが起きやすい状況だった」と指摘する。雨を含んだ地盤はさらに弱まり、雨が上がった後も警戒が必要という。

気象台などによる土砂災害警戒情報の発表基準は、元日の地震で震度5強以上を観測した県内14市町を対象に引き下げられ、通常よりも7〜8割の危険度で発表する構成を取っていた。

こうした警戒態勢の下、県内では輪島市が21日の午前7時20分ごろ、珠洲市は午前8時ごろから避難指示を順次出した。一方、気象庁が短時間で大雨をもたらす線状

降水帯が発生したと発表したのは同日午前9時ごろで、大雨特別警報の発表は同日午前11時前だった。

避難指示の出始めた直後に緊急性の高い災害情報が公表されており、高齢者の多い能登のような地域で効果的な住民避難が進んだのか検証は欠かせない。

東京大学大学院の片田敏孝特任教授(災害社会工学)は「行政側は早めの避難を呼びかけたが、住民側に『再び災害は生じないだろう』と思いついて意識が働いて逃げ遅れたケースがあった可能性がある」と指摘する。

「記録的な大雨による被害は『まれな現象』ではなく日常になりつつある。住民側も自発的に早めの避難を心がける意識を高める必要がある」と話す。

# 能登豪雨、地震復旧を直撃

## 復興途上の能登、再び被災

### 各地で道路寸断・断水

記録的な豪雨となった石川県能登地方は、元日の地震に続いて土砂災害にみまわれ、各地で再び道路の寸断や断水が起きるなどインフラへの被害が広がった。一部集落が孤立し、復旧は難航している。中山間地域は複雑な地形に加え人口減少などに直面しており、地域の特性に合わせた防災対策の見直しが急務だ。

### 孤立見越した対策必要

石川県によると、道路業にあたる23日午後3時時点で42カ所が通行止めとなっていた。立集落は一時100カ所を超え、23日午後3時時点でも輪島市、珠洲市、能登町の計56カ所ある。3市町は1月の地震でも孤立が長期化。仮設住宅で暮らす人もいた。

珠洲市に住む60代男性は豪雨発生後「地震の発生当初に戻った感じが、どうしようもなく、言葉も出ない」と話す。同市内の道路は1月の地震発生後、数日間は寸断されたままだったという。被災自治体からは水や食料などの輸送が滞る不安の声も上がっている。防衛省によると、自衛隊は23日、ヘリ2機で輪島市内にパンやカップ麺などの食料と携帯トイレを運んだ。珠洲市にも徒歩で物資を届けた。

輪島市の坂口茂市長は「道路状況の改善が命綱だが、通れるようになるまで状況が全く見通せない」と語る。県によると、各地で道路の復旧作業にあたる23日午後3時時点で42カ所が通行止めとなっていた。立集落は一時100カ所を超え、23日午後3時時点でも輪島市、珠洲市、能登町の計56カ所ある。3市町は1月の地震でも孤立が長期化。仮設住宅で暮らす人もいた。

被災自治体からは水や食料などの輸送が滞る不安の声も上がっている。防衛省によると、自衛隊は23日、ヘリ2機で輪島市内にパンやカップ麺などの食料と携帯トイレを運んだ。珠洲市にも徒歩で物資を届けた。

特に土砂崩れなどの被害が大きかった山古志村（現長岡市）は全村民約2200人が一時的に避難を強いられた。同村の復旧が完了したのは3年

以上たった07年末ごろだった。中越地震では同村を含む61の集落が孤立した。

08年の岩手・宮城内陸地震など同じような地域での地震が相次いだことから、政府の中央防災会議は10年、地方都市の防災について検討する専門調査会を設置した。

12年にまとめた報告書では、中山間地を含む地方都市には自治体に専門職員が少なく災害対応に不慣れであると指摘。外部からの支援が不可欠であるとした。迂回路が少なく孤立集落が発生しやすいことから、ヘリポートの整備や衛星電話の配備など平時からの備えも盛り込んだ。

ただ、全ての自治体が対応できているわけではない。青森県の下北半島北部では21年8月、大雨で橋の崩落や土砂崩れが複数箇所発生した。最大で800人が孤立状態となった。

能登地方は07年にも最大震度6強を観測するな

ど地震が頻発する地域のひとつでもある。防災意識は日常からある一方、脆弱なインフラを強くする取り組みには限界もある。

名古屋大の福和伸夫名誉教授（地震工学）は人口減少が著しい中山間地は「人手不足から道路などのインフラ整備が遅れやすい」と指摘する。災害発生時には孤立することを前提に「井戸や浄化槽などのインフラを家や集落単位で整備する『自立型』の対策も一案だ」と語った。

将来的には孤立リスクを減らす取り組みも検討する必要があると強調する。なじみある土地から離れる難しさを念頭に「地域住民が主体となって集落の集約化や災害の起きにくいエリアに移住することなどを議論すべきだ」と話す。

# 中山間地 インフラ脆弱

# 関係機関 懸命に対応

復旧中 箇所も被害 国交省、安全確保通知

石川県・能登半島を襲った記録的大雨で、被災した各地の緊急対応が続いている。岸田文雄首相は24日、被害が大きかった半島北部の輪島市や珠洲市などに応援職員を派遣するとともに、能登半島地震の被災者がいた仮設住宅に浸水被害が出たことで「復旧に必要な国庫負担を行う」と訪問先の米国で表明。能登半島地震の復旧中箇所の被害も確認し、斉藤鉄夫国土交通相が同日の閣議後会見で、早期復旧などに努める考えを示した。

11月2、8面に関連記事  
大雨を受け、国交省北陸

能登豪雨

地方整備局、石川県など関係機関の復旧対応が行われている。被災地では日本建設業連合会（日建連、宮本洋一会長）や、全国建設業協会（全建、今井雅則会長）傘下の石川県建設業協会（石川建協、鶴山庄市会長）、富山県建設業協会（富山建協、竹内茂会長）の会員企業らが活動中。国、県、市町が役割を分担した上での道路啓開や、土砂災害、河川被害の復旧に取り組んでいる。石川建協は、地区協会の会員が班体制も敷いて活動。富山建協は北陸整備局の要請で支援に入った。輪島市では、地震で大きく損傷したインフラの復旧工事現場で人的被害が出た。国交省は23日付で各整備局などに対し、大雨が想定される場合の建設工事の安全確保に関する通知を发出した。林芳正官房長官は24日の会見で災害対応への予備費の活用を示唆。伊藤信太郎環境相は、大雨の災害廃棄物の受け入れに地震の公費解体用の仮置き場を活用していく方針を説明した。

# 労務管理の徹底を

## 近畿躯体工業協組 整備局と意見交換

近畿建設躯体工業協同組合(山岡丈人理事長)は20日、技能者への賃金の行き渡りや建設キャリアアップシステム(CCUS)に関する課題について、近畿地方整備局と意見交換を行った。組合側は業界の労務管理の徹底や技能者の処遇改善に向けたさらなる取り組みが必要だと訴えた。

非公開の意見交換会は大阪市中央区の建団連会館で行われた。組合から山岡理事長や吉岡隆一副理事長、渡辺睦翁副理事長、小泉直久副理事長、岡本征夫理事、福原幹夫事務局長、近畿整備局から西岡宏之建設産業調整官、高田陽一郎建設産業第一課課長補佐、浦野信玄建設産業第一課係員が出

席。意見交換後に山岡理事長らが記者会見した。写真。

組合は賃金の行き渡りに対して「公共工事で進展が見られる一方、民間工事では依然として対応が遅れている」と指摘。加えて有給休暇や安全教育費といった労働者の処遇に関連する費用が設計労務単価に正しく反映されているかを調べる必要があると強調した。元請企業の現場責任者の理解が不十分なことにも言及。

「技能者の処遇改善には適切な労務費の配分が不可欠」との主張を繰り返した。CCUSは技能者の登録

申請とレベル判定を同時に行うワンストップ化について、国土交通省で2024年度中の運用に向け準備が進んでいることに理解を示しつつも「進展の遅さから技能者や企業にとって使いにくい状態が続いている」と現状を説明。技能者の適正な評価と報酬の確保にはワンストップ化が不可欠とし、早急な対応を強く求めた。

山岡理事長は「業界全体での処遇改善が進まなければ若年層の技能者確保が難しくなる。持続可能な形で労働力を確保し成長していくために現行制度のさらなる改善が必要だ」とした。

## 能登豪雨、流域狭く水位急上昇

### 浸水想定区域 指定に遅れ

能登半島を襲った豪雨では小規模な河川が次々に氾濫し、被害が広がった。下流までの距離が短い川は水位が急激に上昇するため、雨が激しくなっただけで短時間で氾濫が起きやすい。大規模河川と比べて浸水想定区域の指定が遅れる地域があり、早めの避難を促すためには水害リスクの周知が求められる。

### 死者8人に

能登の豪雨は24日午前、県によると、連絡が前、生存率が大きく下がった。発生から72時間を経過。消防や警察が行方不明者の捜索を続けた。県や消防によると、珠洲市大谷地区の土砂崩れ現場で新たに1人が見つかり死亡が確認され、豪雨による死者は8人となった。行方不明者は2人。被害を拡大させたのが能登地方に多い小規模な河川の相次ぐ越水だ。石川県輪島市の中心部を流れる河原田川は21日午前、大雨で氾濫し、市街地が大規模に浸水した。河

# 小規模河川 短時間で氾濫

河川の規模で異なる氾濫リスク

中小河川



下流までの距離が短い

短時間で水位が急上昇

大規模河川



下流までの距離が長い

雨が弱まった後も水位上昇リスク

口までの延長が19キロと短く、一気に水位が上昇した。国土交通省のデータによると、濁流の一部が崩落した畑田橋付近の水位は21日午前9時時点で氾濫発生に注意を求める水位(1.7メートル)より低い1.6メートルだったが、わずか1時間で氾濫危険水位(2.9メートル)を大きく超えて4.5メートルに達した。県資料によると、この川は1959年の氾濫で5千戸以上が浸水し、護岸工事を実施。2014年度まで30年以上かけて上流部の治水対策も進んだ。しかし今回は高地的豪雨をもたらす「線状降水帯」が発生し、輪島市で1時間に121ミリの猛烈な雨を観測。各地で豪雨が頻発するなか、流域面積の小さい川のリスクが改めて浮き彫りになった。24日時点の国土交通省のまとめによると、氾濫したのは県管理の19水系26河川。能登半島の急峻(きうしゅん)な地形を流れる河川が次々に増水し、流域の住宅に深刻な被害が出た。国内を流れる3万5千以上の河川のうち、国は流域面積が比較的小さ

く、主に都道府県が管理する約1万5千を「中小河川」と位置づける。日本は山地が多く、川幅が狭く河口までの距離の短い川が多い。大規模河川は上流から下流までの距離が長く、半日から1日ほどかけて水が下流に達することが多い。流域の大雨のピークと下流の水位上昇に時間差が生じやすく、雨が弱まった後でも増水や氾濫が起きる危険がある。一方、下流までの距離が短い川は「集中的に雨が降ると急激に水位が上昇する」(国土交通省担当者)大規模河川と比べ、雨が強くなっただけで氾濫が起きるまでの時間的な猶予が短くなりがちだ。こうした水害リスクは、影響が広範囲に及ぶ大規模河川よりも周知が遅れてきた。国は2001年の水防法改正でハザードマップに反映する「洪水浸水想定区域」の指定を自治体に義務付けたが、当時は中小河川が

対象外だった。地球温暖化なども影響し、局地的豪雨が多発する中、中小河川の氾濫も目立つようになった。19年10月の台風19号(東日本台風)では長野県の千曲川のような県管理の川に加え、中小河川の氾濫も相次いだ。国は東日本台風を受けて21年に水防法を改正し、中小河川についても浸水想定区域の指定と公表を義務付けた。浸水想定「空白地域」を解消し、水害のリスクを周知することを狙った。25年度末までに全ての指定と公表を目指す。

国土交通省のまとめでは24年3月末時点で公表されたのは7198河川で中小河川全体の半数にとどまる。石川県は中小河川の浸水想定区域を公表済みだったが、市町のハザードマップに反映されていなかった川も多かった。県担当者は「流木で川がせき止められて浸水想定区域外に水があふれるようなケースもあり得る」と説明。今後、実際の被害と照らし合わせて調査を進める。静岡大の牛山憲行教授(災害情報学)は「浸水想定区域が指定されていない小規模な河川も多く、住民は『安全な川は存在しない』と考えることが必要だ。能登半島に限らず全国的に同様のリスクがある点を周知することが欠かせない」と強調する。(田辺アリンソウگران)

# 働き方改革で生じる課題に対応を

## 全国建産連 国交省と意見交換

全国建設産業団体連合会(全国建産連、石津健光会長)が24日に福井市内で開いた2024年度会長会議では、時間外労働の上限規制や第3次担い手3法への対応などで国土交通省担当者らと議論が交わされた。

向上を促すため、奥田晃久(官房技術調査課長は「中小企業の省力化投資を一層推進する」と強調。関係省庁と連携しICT導入費の補助金や税制優遇の情報発信などに取り組む。

注者間のリスク分担を見直すには慎重な議論を要する」と返答しつつ、「最近の災害多発や受発注者間のパートナーシップの重要性を勘案し、双方の対等な立場での適切なリスク分担の在り方を引き続き検討する」と述べた。

写真。各地の建産連組織は現場の働き方改革が進展することによって生じる課題の解消に向けた国の後押しを期待。技能者の収入減をカバーする公共工事設計労務単価の引き上げや、工期延伸を踏まえた施工歩掛かりなどの適正化、現場作業を効率化するICT機器の導入補助や人材育成への支援を求めた。

建産連側から改正建設業法で規定された「労務費に関する基準(標準労務費)」の根拠データの開示や今後のスケジュール感を問う声もあった。宮沢正知(官房参事官(建設人材・資材担当))は施行期限の25年12月までに作成・勧告する方向性を示し、その過程で「基準案の根拠も含めて透明性を確保していく」とした。

上限規制の適用で現場の稼働日・時間の減少が見込まれる。日給月給制の技能者、現場実態に即した適正な積算も求められる。国交省は設計労務単価設定のベ

猛暑に起因する作業効率低下を踏まえた増額変更対応も要求。地方の業者が手掛ける小規模工事を念頭に、積算基準の一般管理費等率を「0・90」に引き上げることが要望事項とした。

ースとなる10月の公共事業労務費調査を目前に控え、各現場での技能者の処遇改善を要請。積算基準や標準歩掛かり、諸経費の見直しに向け施工実態の把握に努め、施工者の利潤確保を前提に対応する考えを伝えた。

災害復旧工事中の不可抗力による損害を全額発注者負担とする公共工事標準請負契約約款の条項の適用範囲を災害復旧以外にも広げることが要望。渡邊哲至(不動産・建設経済局建設業課長は、同条項が災害復旧のリスクや緊急性を踏まえた特例的な措置であり「受発

ICT活用による生産性

## 全建会員

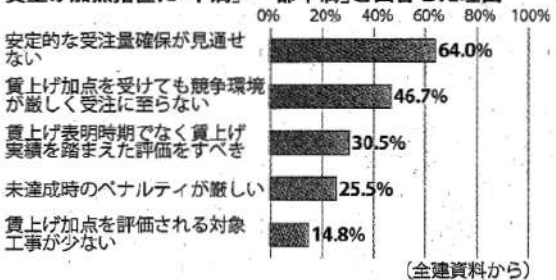
# 賃上げ幅3〜6%が最多

## 総合評価 加点措置は6割不満

建設業の処遇改善に向けた動きが続いている。

全国建設業協会（全建、今井雅則会長）の調査によると、回答した会員企業のうち2024年度に賃上げしたのが約8割と、23年度と同水準を維持。上げ幅は「3〜6%」が最も多く、3月に全建など建設業4団体と政府が申し合わせた24年度に「5%を十分に上回る」賃金上昇を目指し対応していることが分かった。ただ総合評価方式で賃上げた企業の加点措置に対しては「安定した受注量の確保が見通せない」などを理由に、約6割が不満に感じている現状も浮き彫りとなった。

賃上げ加点措置に「不満」「一部不満」と回答した理由



「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」を7月に実施。会員企業2202社から回答を得た。賃上げた企業の割合は、23年度80・8%、24年度79・5%となり、約8割の水準を維持していた。上げ幅は「3〜6%」が32・1%（前年度調査と比べ1・8%上昇）と最多。次いで「1〜2%」が28・3%（3・2%上昇）、「6%以上」が7・0%（0・4%上昇）となった。「賃上げを実施していない」は20・9%（1

・3%上昇）だった。

賃上げしなかった企業にその理由を聞いたところ、「予定していた利益が確保できなかった」（42・2%）が最も多く、次が「その他」（29・0%）だった。「その他」の自由記述では、受注量の減少や物価高騰・人件費上昇などに苦慮する声が集まった。「24年度から月給を据え置き、週休2日にしたことで労働日数が減少し、時間単価が増額した」など、実質的な賃上げを行っているためという理由も挙がった。賃上げを実施しなかった企業の中には現在検討中という回答もあり、賃上げに意欲があることがうかがえた。

賃上げた企業を総合評価方式で加点する措置の受け止めを聞いたところ、「（やや）満足」が41・0%、「一部不満」が30・5%、「不満」が28・5%となり、「一部不満」と「不満」の

合計が約6割を占めた。

「一部不満」「不満」と回答した企業の理由（複数回答）を見ると、「安定的な受注量の確保が見通せない」が64%で最も多く、「賃上げ加点を受けても競争環境が厳しく受注に至らない」が46・7%で続いた。自由記述では「毎年賃上げが続けると体力がない会社がつぶれる懸念がある」「ほぼ全ての会社が賃上げを実施しているので優位になれない」といった不安の声が寄せられた。

全国中小建設業協会(全中建、土志田領司会長)は25日、大阪市中中央区の本  
テル日航大阪で国土交通省とのブロック別意見交換会を開いた。写真。中小建  
設業の働き方改革の実現に向け、市町村発注案件での週休2日工事の拡大や発  
注時期の平準化、書類の電子化などで議論を交わした。

会合には土志田会長、朝  
日啓夫全中建副会長、日野  
一基大阪府中小建設業協会  
(大中建)会長、山本厚福  
井地区建設業会会長、勝本  
一登全中建京都理事長、酒  
井大斗国交省不動産・建設  
経済局建設業課入札制度企  
画指導室課長補佐、吉村敏  
近畿地方整備局企画部技術  
管理課課長補佐らが出席し  
た。

冒頭、土志田会長は「先  
を見通せる予算が確保され  
れば、計画的な処遇改善に  
よる担い手の入職、DX化  
やICT化が進む。地域社  
会に貢献する力強い地場産  
業として役割を果たし、魅  
力的な産業になるよう基盤  
を築くことが重要だ」と訴  
え、日野会長は「自然災害が  
常態化する中、建設業界が  
重要な役割を果たすが、こ  
のままでは業界の発展は厳  
しい。何とか打開しなければ  
ならない」と述べた。

続いて、酒井課長補佐が  
「建設業行政の課題につい  
て」と題して講演。週休2  
日工事や施工時期の平準化  
など働き方改革を後押しす  
る取り組みのほか、第3次  
担い手3法のポイントなど  
を解説した。

意見交換では大中建と全

を受け、「その趣旨を徹底  
したい」と回答した。繁忙  
期を移すピークカットの取  
り組みも重要になるとし  
た。

このほか業界側が「自治  
体の技術職員が不足してい  
る」と指摘。国交省は「品  
確法で発注体制の持続が責  
務になった。職員の育成が  
大事になる」と回答。福井  
地区建設業会は豪雪地での  
冬季補正の適用を求めた。

中東京都が働き方改革に向  
けた取り組みを市町村でも  
浸透するよう求めた。大中  
建が「適切な積算で予定価  
格を設定してほしい」と要  
望したのに対し、国交省は  
「公共工事入札契約適正化  
法(入契法)の改正で発注  
体制の強化に向けた支援が  
規定された。適切に市町村  
に働き掛ける」と回答。市  
町村の取り組みを比較する  
ポータルサイトなどを通じ  
て全体を底上げしたいとし  
た。

週休2日工事は全国の自  
治体の約8割が実施したこ  
とがなく、国は「府県と連  
携し、市町村への働き掛け  
を強化する」と回答。補正  
係数の引き上げも求めたの  
に対し、国交省は「必要な  
経費への実態調査を行う」  
と答えた。公共工事設計労  
務単価については「今後も  
引き上げを継続するため  
も労務費の行き渡りや賃金  
の引き上げが必要」と述べ  
た。

発注時期の平準化では国  
交省が繰り越しの活用を課  
題に挙げ、改正公共工物品  
質確保促進法(公共工物品  
確法)で発注部局と契約部  
局、財政部局が連携して取  
り組むことが明示されたの

# 週休2日、発注平準化で議論

## 全中建、国交省と意見交換

## 書類の電子化も 市町村への浸透求める

# 公共事業費の安定確保を

## 京都建協 近畿整備局と意見交換

近畿地方整備局と京都府建設業協会（小崎学会長）は25日、京都市内のホテルで意見交換会を開いた。写真。▽安定的・持続的な公共事業費の確保と地域建設企業の受注機会の確保・拡

大▽入札契約制度の改善▽設計・積算▽担い手確保・働き方改革▽建設キャリアアップシステム（CCUS）の5項目について意見を交わした。

冒頭、近畿整備局の高橋伸輔企画部長は「6月に改正された担い手3法では、建設業の維持と地域の安全力の維持・継続がポイントとなっている。情報交換をしながら地域の実情を把握し、一つ一つ改善していきたい」とあいさつ。

小崎会長は「地域建設業を取り巻く環境は、物価・資材の高騰など非常に厳しい状況にある。建設産業が

魅力ある産業となるため、民間事業者の指導も含めた適正な工期の設定や発注・施工時期の平準化など引き続き積極的な取り組み・改善をお願いしたい」と述べた。

協会側は、人件費や資材の高騰が企業の存続に影響を及ぼしていると指摘し、公共事業予算とランクごとの1件当たりの発注金額増額の必要性を訴えた。整備局は「公共事業予算の確保は国土強靱化の取り組みを計画的に行うためにも必要だ。5か年加速化対策終了後も、引き続きインフラの計画的な維持・更新・整備

が推進できるよう予算確保に努める」と回答した。

入札契約制度では、協会側が「若手・女性技術者を採用後、定着しやすく成長できる環境が必要だ」と強調し、40歳未満の若手が従業員3割程度在籍している企業を若手・女性チャレンジャー型での評価の対象とするなど新規参入企業への受注機会の拡大を求めた。整備局は「今後各府県の建設業の方々との議論を踏まえ、タイプの拡大なども考えていきたい」とした。

設計・積算について、協会側は施工者の3Dデータ作成に伴う負担を指摘。「3Dデータが提供されることで、現場での調整や設計変更にかかる余分なコスト・時間を抑えることができる」と発注者からの3D設計図面の提供を求めた。整備局は「3Dモデルの提

供は業務効率化につながる」と認識している」とした上で、「現在3Dモデルと2D平面図との連動などの課題に直面しており、設計から施工のデータ連携で試行を進めているところだ。時間はかかるが指摘いただいた内容を目指して尽力していく」と理解を求めた。

担い手の確保や働き方改革では、協会側が災害対応時に従業員が通常の業務に加え休日も待機体制を取っていることを説明。「4週8休や時間外労働規制の範囲内で対応せざるを得ず、待機手当のような形で費用を確保する必要がある」と述べた。整備局は「災害対応時の待機の取り扱いについては、担い手確保にもつながってくるので本省に伝えるとともに、全国的な動向も注視していきたい」と回答した。

# 労働実態把握 施工の工夫促す

労働条件の切り下げを許容せず、生産性や品質で競争する健全な環境の創出を目指す――。労務費タンピングを規制する仕組みを設けた改正建設業法は、持続可能な建設業に向けたビジョンを示す。これと共鳴するような取り組みが徳島県内の国土交通省直轄工事で行われている。技能者などの労働時間・賃金の確認を受注者に求め、適正な工事原価の見積もりと、現場の実態を踏まえた生産性向上を促す。担い手確保と生産性向上という建設業が直面する大きな課題に挑む現場の取り組みに迫る。

## 生産性や品質の向上へ 生産競争のケース



〈上〉

厚技術調査課建設システム管理企画室長は狙いを明かす。技能者などへの賃金の行き渡りが担保される環境下では、その労働時間をコストと捉える意識が強まる。より少ない人数・時間で施工することが有利に働き、施工の工夫や新技術の活用が促される。



四国地方整備局徳島河川国道事務所は発注工事で、下請の技能者を含めた現場従事者の労働時間・賃金を確認する試行を始めた。2023年度から特記仕様書に明記し、まずは労働時間を記録した工事日報の提出を受注者に求めている。

「賃金の支払いがルール化されれば、おのずと技術力でコスト削減を目指す競争になるのではないか」。前事務所長の関健太郎氏（7月から官

これは関氏が幹事長として関わる土木学会建設マネジメント委員会傘下の「公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会（木下誠也委員長）が8月に公表した提言にも沿った取り組みとなる。提言では現行の公共調達で落札金額が上限（予定価格）と下限（低入札調査基準価格など）から実質的に誘導されることを問題視。下請と労働者へのしわ寄せや不調・不落

を招きやすへ、施工の工夫で

## 直轄工事で試行 改正業法の措置先取り

コストを削減しようという受注者側のインセンティブが働きにくいと指摘する。打開策として上限・下限の見直しとともに、実際の下請価格や労務賃金を受注者側が積み上げて入札金額を決定する在り方への転換を提案する。

建設現場では施工の工夫の余地や技能者などの処遇が受注者間、元下間で見えにくいのが一般的だ。関氏の見立てでは、互いに干渉しない「請負契約」の在り方に問題の根がある。さまざまな立場の工事関係者が施工の実態について認識を共有できれば、手を携えた施工の工夫や処遇

同事務所の試行では、ある作業や数量をこなすためにかかった人数・時間を、受注者の元請や、実際に作業する下請ができるだけ自ら把握するよう求める。これが出発点となり、次の現場から下請の施工能力も踏まえた形で適正な見積もりを作成できるようになる。



徳島県建設業協会専務理事の小島祥圓氏は、この試行について改正業法の措置内容を示す。「労務費に関する基準（標準労務費）」をベースとした見積もり・契約規制が施

行となれば、特に下請契約で労務費などの内訳をクレイゾンとするような従来の「購買の感覚」のままではいられなくなる。民間工事も含めた建設取引に「紳士的な商慣習を落とし込む時期に来ている」と受け止める。

この試行も改正業法と同じく、従来なかったルールに基づく契約交渉を業界側に迫る。関氏は健全な競争環境の創出に向け理解を求める。「あるべき姿に近づいたための今は過渡期。さまざまな意見があってしかるべき。ただ何か手を付けていかなければいけない」。

# 企業の持続性も政策課題に 技術と経営磨き成長する業界へ

国土交通省の平田研不動産・建設経済局長が日刊建設工業新聞社らの取材に応じたII写真。2025年末までに順次施行する改正建設業法で講じる措置の実効性確保に向け「新しい商習慣として根付いてもらうことが一番大事。発注者や元請、下請などさまざまな関係者の理解を得ながら準備を進める」と気を引き締める。一方、ここ数年注力し

てきた「働き手」に着目した施策に加えて「企業」の持続的な成長に向けた道筋を指し示す施策を講じていく必要性も指摘し、今後の重点的な政策課題としていく考えも明らかにした。

改正業法の施行に当たっては現場レベルで理解浸透を図る周知活動や、取引実態の実地調査に当たる「建設Gメン」の取り組みを強化。建設Gメンは「体制を

順次拡充し、通報窓口からの情報提供などを活用して調査の効率化を図りながら進める」。改正公共工事品質確保促進法（公共工事品質確保適正化法（入契法）を含めた第3次担い手3法として一体的に運用し「建設業の課題解決の取り組みを公共工事からけん引する」。

過去に建設業行政に携わった経験から、次なる課題として企業経営に着目した施策検討を示唆する。近年の業行政では深刻化する担い手不足への危機感から、受発注者や元請・下請などの立場を超えて働き手の処遇改善や働き方改革を推進する施策を強化してきた。

一方で「技術と経営に優れた企業が伸びていく業界にしていこうと以前は言われていたが、最近では耳にしな

い」との問題意識がある。より産業行政の展開に軸足を置き、建設会社が人材育成や設備投資などを通じて「技術と経営を磨いていく中で、結果的に働き手の処遇改善などにつながるプロセスをいかに実現していくかが重要だ」と語る。

# 8月受注8%増1.07兆円

日建連調査  
官公庁が総額押し上げ

日本建設業連合会（日建連、宮本洋一会長）が会員92社を対象に集計した8月の建設受注額は、前年同月比8・0%増の1兆077・9億円となった。官公庁工事が増加し総額を押し上げた。民間は製造業を中心に減少した。全9地域別では関東と九州を除く7地区で増加した。九州は38・7%減と4

力月連続で減少。半導体関連で工事受注が旺盛だった前年の反動減と見られる。国内受注額は4・5%増の1兆027・2億円で、内訳は民間が4・7%減の7280億円、官公庁が22・4%増の2685億円。海外は247・5%増の506億円だった。

民間の業種別受注額は、製造業が33・9%減の1473億円、非製造業が7・4%増の5806億円。製造業を業種別に見ると、化学が108・2%増、輸送用機械が98・4%増、食品が54・2%増と大きく伸びた。大型案件では関東で200億円超の食品工場を1件受注した。一方、半導体関係を含む電気機械は87・8%減、繊維は85・6%減と前年同月を大きく下回った。

非製造業は情報通信業が298・4%増、その他が94・1%増、電気・ガス業が137・0%増となるなど、いずれも大幅に増加。情報通信業は4月以降、前年同月を大幅に上回る受注が続いており、4カ月連続で前年同月の2倍以上を受注している。大型案件では近畿で約400億円のサービス業のデータセンターを受注した。

官公庁は国の機関が21・8%増の1588億円、地方の機関が23・2%増の1097億円、その他が7718・1%増の306億円。国の機関の発注機関別は、国が13・9%増の1027億円、独立行政法人が20・4%増の57億円、政府関連企業が42・2%増の503億円。大型案件では九州と東北でいずれも100億円超のトンネル工事を受注。発注者は国と政府関連企業だった。

地方の機関は都道府県が4・6%増の166億円、市区町村が29・5%減の403億円、地方公営企業が162・8%増の379億円、その他が863・3%増の147億円。大型案件では近畿でその他による約100億円の浄水場施設の更新工事があった。

# 石破氏の安保発言 波紋

## 日米条約改定を／核持ち込み検討

自民党の石破茂総裁の安全保障政策を巡る発言が日米間に波紋を広げ始めた。米シンクタンクへの寄稿で日米安保条約の改定を主張し、同盟関係を見直す方針を示したためだ。アジアに相互に防衛し合う枠組みが必要だとも提起した。（1面参照）

### 外交混乱の恐れ

いずれも自衛権や憲法に關わる問題であり、石破氏は政権発足当初から自ら難題を抱えこむことになりかねない。

石破氏は米シンクタンクのハドソン研究所が27日にウェブサイトに掲載した寄稿で、米軍の対

与する「核共有」も唱えている。

29日のフジテレビ番組で在日駐留米軍の法的特権を認めた日米地位協定の改定を改めて訴え、在日米軍基地の管理への日本

の関与や、米軍に自衛隊の訓練基地を置くことを提案した。

「米軍では驚くほど日本を知らない人がいっぱ

いる。（協定の）運用の改善の一步先にいかな

いと日米同盟が強固にな

らない」と強調した。

石破氏が提起する同盟

見直しは中国の軍備増強

といった厳しい東アジア

の安保環境を踏まえた発

言とみられる。実現可能

性が低そうなることを発信

し続ければ米国の信頼を

失うリスクを伴う。

総裁選で掲げた東アジ

アに北大西洋条約機構

（NATO）のような集

団防衛の仕組みをつくる

「アジア版NATO」構

#### 石破氏の寄稿の主なポイント

|           |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|
| 日米安保条約改定  | 米国の対日防衛義務などに基づく「非対称性」を改め、米英同盟並みの対等な関係に      |
| 日米地位協定見直し | ・在日米軍基地の管理に日本も関与<br>・米軍に自衛隊の訓練基地を設置         |
| 核共有       | 米国の核兵器の使用の意思決定に日本も関与                        |
| アジア版NATO  | ・アジアに相互防衛の義務がなく戦争が起こりやすい<br>・米国の核兵器の持ち込みも検討 |

（注）米ハドソン研究所への寄稿

想にも懐疑的な見方が広がる。今回の寄稿でも対中国の抑止力を高めるために必要だと指摘した。日本は現在、安保関連法に基づき、存立危機事態と認定したときに集団的自衛権の限定行使がで

権を認めない憲法9条との整合性も問われる。外務省幹部は「構想は現実的でない。相手国のために戦って自国民が犠牲になる恐れがあるという覚悟を持たないといけない。東南アジアは乗っ取らない」と批判する。石破氏も29日になってNHK番組で「アジアにいきなりできるわけはない」と軌道修正した。

「非現実的だ。NATOが歴史的に機能したのは加盟国が（ロシアとい）脅威に共通認識を持っていたからで、現在のインド太平洋地域にはそれがない」と断言する。米軍が地位協定の見直しに同意する可能性は100%ないとの見方も示し「石破政権が米軍との対話で優先事項に挙げれば、同盟関係に摩擦が生じる」と分析する。

慶大の神保謙教授は「15年に安保関連法で自衛隊の役割など色々なことが動いた。石破氏の発言は時間が止まったままの印象だ」と話す。「首相として発言すれば相手国を混乱させる要因になる」と危惧する。

## 映像で わかる

最大震度7を観測した2024年元日の能登半島地震。1981年以前の旧耐震基準の建物が大きな被害を受けるなか、耐震工事をしていたことで倒壊を免れた古民家もある。8月には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。大規模地震に備え、住宅の耐震化をさらに推進する必要がある。

石川県輪島市で漆器店を営む大工佳子さんの住宅兼工房「写真上段」は築100年を超える。ふすまのあった場所にパネルを入れて壁を新設する「写真下段左」など補強していたため、元日の地震を受けても倒壊せず、現在も生活や漆器づくり「写真下段中」を続けている。

81年改定の耐震基準を満たす住宅の割合は2018年度末時点で87%。一方、

# 生死分ける住宅耐震

## 築100年古民家、能登地震で倒れず

輪島市は22年度末時点で5割を下回る。日本建築防災協会(東京・港)の杉藤崇理事長は「高齢化率の高い地域で耐震化が進んでいない」と指摘する。

高知県西部に位置する黒潮町では耐震工事「写真下段右」が相次ぐ。同町は地元建設業者を対象に費用や工期を抑えられる工法の普及に取り組んだほか、住民に最大125万円を助成する。耐震工事のおよそ6割が自己負担ゼロでできたという。

南海トラフ地震が発生した場合、同町には最大34センチの津波が到達すると予想される。そのため「津波避難タワー」を設置しているが、情報防災課の村越淳課長は住宅の耐震化も重要と強調する。「大きな津波が来る前には大きな揺れがある。安全に屋外へ避難できなければ、津波から逃げられない」。(鈴木雄太)

「映像でわかる」は二ミリスや音源の出来事、消費トレンドなどを動画で解説します。事実やその背景にのっとるだけでなく、経営者の表情やものづくりの音といった現場の臨場感を伝えます。



映像はこちらからご覧になれます。



# 「同盟強化」

自民党の石破茂総裁は27日付で米保守系シンクタンク「ハドソン研究所」に寄稿し、次期政権における安全保障政策の骨格を示しました。「日米同盟が基軸」であり「日米同盟を米英なみに引き上げることが私の使命だ」と表明。自らの手で安倍・岸田政権を超える同盟強化を進める考えを示しました。いっそう危険な段階に入りつつある自民党政治を一刻も早く終わらせることは急務です。

↓論文要旨②面、関連③面

これに続き、自民党の悲願である憲法改定を行うと述べました。

石破氏は、2000年10月の米超党派報告書（アーミテージ・ナイ報告書）で、米英の「特別な関係」をモデルとして、日米の「対等なパートナー」を提案したことに言及。日本は「米国と肩を並べて、自由主義陣営を共同防衛できる状況となった」と述べ、米軍とともに海外で武力行使できる態勢が整ったとして日米安保条約の改定を訴えました。

さらに、日米地位協定の改定も主張。グアムへの自衛隊駐留を提案しました。また、「在日米軍の負担軽減」のため、米軍基地の日米共同基地化を提唱。沖縄をはじめ、国際的にも過重な米軍基地による住民の「負担軽減」には一切言及せず、米軍の「負担軽減」を優先する考えです。「対等な同盟」といいながら、対米従属そのものです。

# 石破<sup>総</sup>裁 安倍・岸田超え

石破氏は、ウクライナがロシアに侵攻されたのは北大西洋条約機構（NATO）に入っていなかったからだとして、中国を抑止するために「アジア版NATO」で米軍の核兵器を「共有」すべきだと述べました。「核兵器のない世界」の流れに逆行するどころか、唯一の戦争被爆国・日本がアジア全域での核戦力強化を呼びかける異常事態です。加えて、米軍の「核持ち込み」検討もあげ、国是である「非核三原則」見直しの考えも示しました。

石破氏は、安倍政権による集団的自衛権の行使容認や、岸田政権による「安保3文書」での「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有や軍事費2倍化をめぐり、「これらは閣議決定や個別法にすぎない」として、確実に実行するための「国家安全保障基本法」制定を表明しました。

## 米シンクタンクに寄稿

## 改憲実現 ■ アジア版NATOで核共有